

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【内閣府】

<凡例>
 ○…地方提案等に即し制度改正を行う事項
 ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
 ×…見直しを行わない事項

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
地方青少年問題協議会法	第3条	第2項 第3項	○地方青少年問題協議会委員の資格要件等の廃止 地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃する。 【全国市長会】	地方青少年問題協議会については、その会長に地方公共団体の長を充てること、また、その委員に地方公共団体の議会の議員及び学識経験者から任命することが義務付けられている。 しかし、地方青少年問題協議会における協議内容は地域によって異なるため、委員の選出を法律により規定してしまうと、会長に学識経験者を充てることなど、それぞれの課題に応じた委員構成を定めることができない。 地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃することにより、柔軟な組織運営が可能となり、付属機関としての役割を効果的に達成することが可能となる。	○	・法第3条第2項は削除。ただし、多くの地方公共団体に条例改正が必要となるため、条例改正を要しない法改正が可能かどうか併せて検討。 ・法第3条第3項は地方議会議員、関係行政機関職員及び学識経験者のうちから委員を選任するとの規定であり、必ずしもこれら3者のすべてを委員としなければならないものではないが、誤解を与えている可能性があり、より明確に解釈できるような規定が可能か検討する。 ・この他、指摘のなかった条項についても、この機会に必要な性等について見直しを行う。	貴府回答のとおり、見直されたい。	○	地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定(3条2項、3項)は、廃止する。 (「職務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定))

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【総務省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答 (区分)	具体案、理由等		回答 (区分)	具体案、理由等
地方独立行政法人法	第92条	第1項等	【地方独立行政法人の合併・減資の可能性】 地方独立行政法人の合併に関する手続及び、地方独立行政法人が保有する不要財産を地方公共団体に返納した場合の資本金の減少に関する手続を設けることとする。	・地方独立行政法人の合併に関する手続が設けられていないため、地方公共団体が円滑に法人の合併を行うことができず、組織の見直しに関する地方公共団体の裁量が制約されている。 ・地方独立行政法人の資本金の減少に関する手続が設けられていないため、法人の業務運営上不要となった出資財産を地方公共団体に返納することができず、財産の適切な処分や有効活用が困難となっている。	○	・地方独立行政法人の合併を円滑に行うための手続を定める法改正を行う。 ・地方独立行政法人が保有する財産のうち、地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出に係る財産が不要となった場合に、当該財産を地方公共団体に納付するための手続を設けるとともに、地方公共団体からの出資に係る財産の返納に伴う資本金の減少に関する手続を設ける。			

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【法務省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
人権擁護委員法	第6条	第3項	○人権擁護委員推薦の議会訪問の廃止 人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。 【全国市長会】	市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦する事務で地方議会の訪問が義務付けられている事務は、人権擁護委員法のみであり、他の行政相談員、民生委員等の推薦手続きと差がある。 人権擁護委員法第6条第3項は、同一の選挙区の有権者により選出された市町村長の推薦と市町村議会の議決を要しており、2者に往々意見を譲っているものと考えられる。また、同条第2項により道府県単位の弁護士会および人権擁護委員協議会が市町村長推薦の候補者に意見を付し、同条第4項は市長長の推薦候補者を不適格者と認める場合を想定しており、市町村議会の意見を義務付ける必要性を見いだせない。 なお、第4回の人権擁護委員の任期の始期にあわせた推薦が必要となる態度、市町村議会に諮問する必要があるため、議員全員協議会を開催するとともに、市議会定例会に議案提出しており、議会および市町村の業務量として看過できない負担となっている。	×	人権擁護は、日本国憲法の理念にのっとった国の重要な施策であり、国が行う人権擁護活動の一翼を担う人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、全国あまねく配置されているところ。人権擁護委員として適切な人材を確保するためには、その資質、委嘱の方法等について法律上明確にしておく必要がある。 人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ。これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・指図に関する活動等を含む人権擁護活動を、地域社会に根ざして行うことが期待される立場にあることに鑑み、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くことにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたものである。こうした同条項の趣旨に鑑みると、人権擁護委員の職責にふさわしい人材を確保するためには、市町村の議会の意見を聞くこととする現行の仕組みを維持することが不可欠である。 なお、人権擁護委員以外の委員等についても、その職責等に応じた適切な選任の仕組みがそれぞれ定められているものと思われるところ。人権擁護委員については、前記のとおり、憲法の理念に基づく人権擁護活動を担う職責に鑑み、民主的な選任がより強く要請されることから、現行の推薦の手続が定められているものである。 また、同条第2項において、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱を行うに当たり、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴くこととしているところ。弁護士会については、人権擁護を使命とする弁護士の公的団体であることから、また、当該都道府県における人権擁護委員の団体であることから、それぞれ団体の立場及び視点から意見をを得ることを目的としている。すなわち、これらの手続は、議会の意見を聞く手続とは、段階及び目的を異にしているものである。 さらに、同条第4項においては、市町村長から推薦された候補者が適当でないと認められるときは、法務大臣は、市町村長に対し、さらに他の候補者を推薦することを求めることとされている。これは、人権擁護委員の委嘱の段階で、委嘱権者である法務大臣が人権擁護委員として適任か不適任かを最終的に判断する必要があることから設けられたものであって、このような仕組みがあるからといって、推薦の段階で市町村長が議会の意見を聞く必要性がないこととなるものではない。 以上のとおり、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に選任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であり、見直しは困難である。	適切な人材の確保のため、その資質、委嘱の方法等を法律上明確にしておく必要性については異論のないところ。議会の同意を要していない保羅司・民生委員においても、「日本国憲法の理念にのっとった重要な施策」「地域社会に根ざして行うことが期待される立場」「一党派に偏ることなく」などは当てはまるものであり、これらに比して民主的な選任がより強く求められているとまでは言えないものと考えられる。 また、同条第2項および弁護士会及び人権擁護委員協議会が市町村長推薦の候補者に意見を付す規定や、同条第4項は市町村長の推薦候補者を不適格者と認める場合を想定した規定がある中で、市町村議会の意見を義務付ける必要性を見いだせない。 また、民生委員においては、第3次一語法案において、知事推薦に当たっての地方社会福祉審議会の意見を聴くことが努力義務化とされているところ。さらに、人権委員会設置法の制定に伴い改正予定の人権擁護委員法において、人権擁護委員は非常勤の国家公務員と位置付けがなされることから、指揮監督権のない市町村に少なくない負担を課している現在の任用手続き制度は見直すべきである。	×	人権擁護委員は、人権侵害事件の調査や救済に関与することとされ、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、一党派に偏らない人材を確保するための民主的な選任がより強く要請される。 したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に選任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。 なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の委員の顔面行うことを義務付けているものではないので、当省の対応として「地方公共団体の実情等に応じて、市町村議会への意見聴取を、推薦の顔面行うのではなく、まとめて行うことができる旨を地方公共団体に周知する。」ことにより運用面での簡素化を図り、御指摘のあった事務負担の軽減を図ることとしたい。

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【文部科学省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
学校教育法	第3条		○幼稚園、小学校、中学校の設置基準の条例委任 学校設置基準を条例委任する。 【全国市長会】	図書館や各種運動場等の教育施設との相互利用が不可能となっており、地域に応じた独自の教育施策の展開の支障となっている。 学校設置基準を条例委任することにより、校舎及び運動場の面積、校舎に備える施設等を地方の裁量で決定することが可能となり、自治体の独自性が発揮することが可能となる。	×	学校設置基準は何か「学校」であるかを定める最低の基準であり、学校設置基準で規定すべき内容を条例委任することは適切ではない。また、学校の設置基準は、学校における教育の水準を保証するための最低基準として定めたものであり、既に地方分権を一層推進する観点から、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、弾力的な規定としている。 例えば、小学校設置基準・中学校設置基準第12条において、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとしており、他の学校等の施設等を利用した教育活動は可能であること、また、第8条において、校舎及び運動場の面積を定めており、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上としているが、地域の実情その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではないこと、さらに、第9条においては、教室、図書室、保健室、職員室を必要としており、これらは学校として当然設置すべき施設と認識しているが、それ以外の施設については地方の裁量で設置することができること等、現状の設置基準によっても、自治体の独自性を発揮することが可能である。	小学校設置基準・中学校設置基準第12条において、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとしており、他の学校等の施設等を利用した教育活動は可能であるとの回答理由について、「学校等」の「等」の中には、市立図書館や民間所有のグラウンドなど幅広い施設を対象とするものと解釈してよいのか。もし、対象とならない場合、市立図書館や民間所有のグラウンドを対象とすることで、地域の独自性が高まると同時にこれまでの行政コストが一定程度圧縮され、地域経営の改善に繋がることから、対象とされるよう見直しを促す。	▲	御指摘の小・中学校設置基準にいう、「他の学校等の施設及び設備」には、公民館、運動場、体育館、図書館等の施設及び設備が含まれている。なお、一方で、御指摘の市立図書館については、学校図書館法第3条に「学校には、学校図書館を設けなければならない」旨、規定されており、学校図書館を設けずに公立図書館をもって代用することはできない。 こうしたことについて、義務付け・枠付けの第4次見直しについて(平成25年3月12日期間決定)の中で、「学校の設置基準(3条)については、既に弾力的、大綱的な規定であることや、他の学校等の施設及び設備の使用に関する規定の趣旨等について各地方公共団体に通知する。また、公立図書館と学校施設を併せて整備する場合の学校図書館法一般公衆利用に関する規定の趣旨、留意事項等について各地方公共団体に通知する。」こととしており、小・中学校の設置基準及び学校図書館法の規定の趣旨等を周知するための事務連絡を発出する予定である。
社会教育法	第23条	第1項 第1号	○公民館運営方針の弾力化 公民館の運営に係る枠付けを撤廃する。 【全国市長会】	地域においては、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を目指し、民間の資源やノウハウ等を活用することで市の施設の魅力を高めるための活動の一つとして、ネーミングライツなどを実施している。また、地域の芸術振興等のため、画家の催展等を開催しているところである。 しかし、現在、公民館においては、営利を目的とした事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することができないことになっており、ネーミングライツを実施することや、催展において作品を販売することなど、これらの創意工夫に基づく活動ができない状況にある。 現行の公民館の運営における営利活動に係る規定の枠付けを撤廃することにより、市の公民館の有効活用が図られるとともに、文化・芸術活動の振興を図ることができる。	▲	社会教育法第23条第1項は、公民館におけるネーミングライツの実施や催展での作品販売の行為などを全て禁止しているわけではなく、本案で禁止している行為は、①公民館がもっぱら営利を目的として事業を行うこと、②公民館が特定の営利事業者に対して公民館の使用について特に便宜を図り、当該事業者に利益を与えること、である。なお、この旨については、平成7年に各都道府県教育委員会等に通知を発生し、周知をはかっている。 したがって、本提案については、公民館の趣旨を踏まえつつ、条例等の規定に基づいていれば、現行制度で対応可能なものであり、とくに見直しの必要はないものとする。		▲	公民館の運営方針については、施設命名権の売却を禁止するものではないこと等について各地方公共団体に通知する。

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【厚生労働省】

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
				回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2項	【認定こども園に係る認定基準の条例委任(参酌基準化)】 認定こども園における施設設置・職員配置等の基準等は、幼稚園・保育所双方の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的の制度として構築し、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。 特に、幼保連携型認定こども園の2階に保育室を置く場合、その建物全体を耐火建築物とする必要があるが、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を上回る必要以上の条件を課すものであるため、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。 【全国知事会】	【事例1】 幼保連携型認定こども園を新築する際、敷地の制限等で2階建てとする時は、幼稚園部分は幼稚園設置基準に基づき窓が耐火建築物でない場合、保育室を2階に置くことができない。 一方、保育所設置基準では、耐火建築物または準耐火建築物と定められていることから、準耐火建築物の場合、2階で保育できるのは保育所種の子どもだけとなる。 実際の保育の現場で、そのような区分保育は現実的ではないため、保育所では求められていないが、建物全体を耐火建築物として建築せざるを得ず、過剰な投資を強いられている。 【事例2】 認定こども園制度は、幼稚園と保育所の制度を基礎とし、認定基準は、幼稚園と保育所の認可基準に準拠している。 幼稚園と保育所の認可基準は、職員・園舎・保育室等、屋外遊戯場等について、人数、対象範囲、面積等で差異があるものの、認定こども園は原則双方の基準を満たす必要がある。 このため、一つの項目に対して、二つの観点から審査ができるよう認定申請書や添付書類を作成する必要があるため、幼稚園や保育所単体の認可に比べて複雑になっている。	▲	認定こども園法での認定基準については、既に参酌基準となっている。また、事例1についても耐火性能についての保育所設置基準は参酌基準である。事例2については、平成24年8月10日に国会で成立した認定こども園法の一部を改正する法律において、幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可・指導監督等を一本化する等の制度改革が行われることになった。	認定こども園の認定基準は参酌基準となっているが、現行の幼保連携型認定こども園は幼稚園、保育所双方の認可が前提となっているため、それぞれの認可基準を満たす必要があり、左記に記載している耐火基準の事例は解決できない。 また、子ども・子育て支援関連3法施行後の新たな制度では、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することになっており、左記に記載しているような提案を踏まえ、従うべき基準の参酌基準化を図らなければならない。	▲	子ども・子育て関連3法は、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームでの議論を重ねた上で、国会に提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立したものである。その中で、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可・指導監督等を一本化するように制度改正が行われることになった。新しい幼保連携型認定こども園の認可基準の詳細については、都道府県関係者等の意見を聞きながら、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で検討を行っている。 (※第1回回答で回答した通り、認定こども園法での認定基準については、既に参酌基準となっている。また、事例1についても耐火性能についての保育所設置基準は参酌基準である。)
	第3条	【認定こども園に係る認定基準の条例委任(参酌基準化)】 認定こども園における施設設置・職員配置等の基準等は、幼稚園・保育所双方の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的の制度として構築し、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。 特に、幼保連携型認定こども園の2階に保育室を置く場合、その建物全体を耐火建築物とする必要があるが、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を上回る必要以上の条件を課すものであるため、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。 【全国知事会】	【事例1】 幼保連携型認定こども園を新築する際、敷地の制限等で2階建てとする時は、幼稚園部分は幼稚園設置基準に基づき窓が耐火建築物でない場合、保育室を2階に置くことができない。 一方、保育所設置基準では、耐火建築物または準耐火建築物と定められていることから、準耐火建築物の場合、2階で保育できるのは保育所種の子どもだけとなる。 実際の保育の現場で、そのような区分保育は現実的ではないため、保育所では求められていないが、建物全体を耐火建築物として建築せざるを得ず、過剰な投資を強いられている。 【事例2】 認定こども園制度は、幼稚園と保育所の制度を基礎とし、認定基準は、幼稚園と保育所の認可基準に準拠している。 幼稚園と保育所の認可基準は、職員・園舎・保育室等、屋外遊戯場等について、人数、対象範囲、面積等で差異があるものの、認定こども園は原則双方の基準を満たす必要がある。 このため、一つの項目に対して、二つの観点から審査ができるよう認定申請書や添付書類を作成する必要があるため、幼稚園や保育所単体の認可に比べて複雑になっている。	▲	認定こども園法での認定基準については、既に参酌基準となっている。また、事例1についても耐火性能についての保育所設置基準は参酌基準である。事例2については、平成24年8月10日に国会で成立した認定こども園法の一部を改正する法律において、幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可・指導監督等を一本化する等の制度改革が行われることになった。	認定こども園の認定基準は参酌基準となっているが、現行の幼保連携型認定こども園は幼稚園、保育所双方の認可が前提となっているため、それぞれの認可基準を満たす必要があり、左記に記載している耐火基準の事例は解決できない。 また、子ども・子育て支援関連3法施行後の新たな制度では、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することになっており、左記に記載しているような提案を踏まえ、従うべき基準の参酌基準化を図らなければならない。	▲	子ども・子育て関連3法は、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームでの議論を重ねた上で、国会に提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立したものである。その中で、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可・指導監督等を一本化するように制度改正が行われることになった。新しい幼保連携型認定こども園の認可基準の詳細については、都道府県関係者等の意見を聞きながら、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で検討を行っている。 (※第1回回答で回答した通り、認定こども園法での認定基準については、既に参酌基準となっている。また、事例1についても耐火性能についての保育所設置基準は参酌基準である。)
児童福祉法	第34条の16	【家庭的保育事業に係る基準の条例委任(参酌基準化)】 家庭的保育事業を行う市町村が遵守しなければならない面積基準や保育者の配置基準を、条例委任(参酌基準化)すべき。 【全国知事会】	市町村が、地域の保育ニーズ及び保育実施環境を踏まえて主体的に面積基準や保育者の配置基準を設定できるようになれば、より地域のニーズにあった多様な保育サービスの提供が可能となり、待機児童解消及び就労機会の拡大につながる。	▲	子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームで議論を重ねた上で、子ども・子育て関連3法案を提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した。子ども・子育て関連3法において、家庭的保育事業を市町村による認可事業とし、その基準については国の基準に基づき市町村が条例で定めることとなった。また、この改正において、家庭的保育事業の職員配置については国の基準に従うべき基準とし、面積基準については参酌すべき基準として整理されている。	家庭的保育事業の基準は、子ども・子育て支援関連3法施行後、市町村条例で定められることになったものの、職員の配置基準は従うべき基準とされており、左記に記載しているように、より地域のニーズにあった多様な保育サービスを提供するため、提案に沿った見直しをされた。	▲	子ども・子育て関連3法は、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームでの議論を重ねた上で、国会に提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立したものである。その中で、家庭的保育事業の職員配置基準は、国の基準に従うべき基準とし、面積基準については、参酌すべき基準と整理されたものである。
児童福祉法	第45条	【児童福祉施設に係る基準の条例委任(参酌基準化)】 保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更すべき。 また、基準を見直す際は、補助金等に関する権限とセットで見直すべき。 【全国知事会】 ○児童福祉施設設備・運営基準の条例委任(標準市長会)	別紙のとおり 保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更すべき。 また、基準を見直す際は、補助金等に関する権限とセットで見直すべき。 【全国知事会】 ○児童福祉施設設備・運営基準の条例委任(標準市長会)	x	子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームで議論を重ねた上で、子ども・子育て関連3法案を提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した。子ども・子育て関連3法において、保育所の認可制度の改善がなされているが、保育所の面積基準、職員配置基準は、改正後児童福祉法第35条により、引き続き国の基準に従うべき基準とすることとされている。	児童福祉施設に係る面積基準、職員配置基準等は、子ども・子育て支援関連3法施行後も引き続き、従うべき基準とされているが、左記に記載しているように、待機児童の多い地域でも保育所の面積基準の特例措置が適用されないなどの支障事例が出ており、地域の実情に応じた施策が実施できるよう提案に沿った見直しをされた。	x	保育所の居室面積の特例措置については、待機児童が100人以上の現行の対象市町村においても、実際には適用されていない状況と承知している。そのような状況の下、この特例措置の効果や影響を評価・検証するための基礎資料も得られない中で更なる要件の緩和を行うことは困難である。 (※特例措置の要件を満たす市町村については毎年追加しており、直近では、平成24年10月19日厚生労働省告示第549号で4自治体を追加した。) 厚生労働省としては、待機児童解消に向けて保育の量的拡大を進めるため、保育所等の施設整備費、運営費等を確保するとともに、「待機児童解消」先取り「プロジェクト」等を推進している。また、平成27年度からの本格施行が予定されている子ども・子育て支援の新制度では、地域型保育給付の制度を創設し、市町村が困難な都市部の事情にも合わせた小規模保育等の多様な保育への財政措置を大幅に充実させることとしている。こうした待機児童の解消に資する施策を地方自治体との緊密な連携により実施し、待機児童の早期解消に努めていきたいと考えている。 なお、この特例措置は、保育計画を策定する必要がある特定市町村(待機児童数50人以上)の中でも、地価が高額で、待機児童数が多い(待機児童数100人以上)という極めて例外的な場合について、限定的に認められているものであるが、昨年8月に成立したばかりの子ども・子育て関連3法において、保育所等の居室面積や職員配置は、引き続き国の基準に従うべきとされ、また、国会等において、保育の質の向上の観点から議論が積み重ねられてきていることに留意が必要である。
介護保険法	第24条の2	【要介護認定調査の委託に係る公示義務の廃止】 「新規」の要介護認定調査において、市町村が都道府県指定の指定市町村事務委託法人に調査を委託する際の公示義務を廃止すべき。 【全国知事会】	「新規」の要介護認定申請の場合は、事業所への委託ができない。そのため、調査対象者が遠隔地市町村に調査を依頼する場合、個別のケース毎に、調査対象者の遠隔地市町村の指定市町村事務委託法人に調査を委託することとなる。 しかし、委託しよとすれば1件の調査委託のためにも公示しなければならず、現実的には委託は困難となる。そうなる、遠隔地市町村への委託となるが、その場合、委託を受けた遠隔地市町村の事務負担が大きくなる。 公示なしに指定市町村事務委託法人への委託ができれば、遠隔地市町村の事務負担を無くすることができる。	x	過去に存置許容とされた項目であり、今般の調査対象でないため別途回答。 <別途回答> 要介護認定の認定調査は、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態等の個人情報と調査するものであるため、当該事務を行う主体は、適切な業務運営を行うことが特に求められる。 したがって、認定調査事務の委託先の信頼性を担保する手段として、公示の仕組みは必要である。	市町村が調査事務を指定委託法人に委託している場合は、その指定委託法人と委託契約を結ぶことになる。 当該法人の指定は都道府県知事が行い、法人名を公表していることから、委託先となる法人の信頼性は高いと判断でき、個人情報を扱うことを理由に、市町村が委託の都度公示する必要性に乏しいと考えられる。 また、第3次一括法案においても、公示義務を廃止する見直しを行う事務もあり、当該事務に關し義務付けを継続する理由に乏しいことから、提案に沿った見直しをされた。 なお、「指定」登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを代行するものに限る。)に係るもの)というラックマークに該当することから存置許容とされたが、当該条項で義務付けられている事務は、指定機関の指定に係る事務ではなく、既に指定された機関への事務の委託に係るものであることから、このラックマークには該当しないのではないかと。	○	市町村が行う要介護認定の調査に関する事務の委託に係る公示義務については、廃止する。ただし、同規定の廃止にあわせ、地方自治体に宛てて、要介護認定申請者に対し委託事務を行う者との委託関係を明らかにすること等により、行政運営の透明性の確保と要介護認定の公平・中立な実施を担保するよう通知を发出する。 法改正の時期については、次期介護保険法改正の中で行うこととする。
介護保険法	第1項	○要介護認定更新手続きの自由度の拡大 要介護認定の更新に係る手続きについて、有効期間のさらなる延長や、要介護認定区分の更新を市長の判断で一次判定をできるようにするなど、市長の自由度を拡大する。 【全国市長会】	高齢化の進展に伴い要介護認定・更新の件数が増加し、これに要する人的エネルギーとコストの増加が、市における介護保険制度の効率的運営の支障となっている。 要介護認定更新において、前回の要介護状態部分の変更を伴わない更新については、認定審査会における判定を求めなくとも、市長の判断で一次判定を可能とすれば、更新認定に係る経費や労力を削減することができ、申請から認定までの所要期間を短縮することもできる。 要介護認定の更新手続きの自由度を拡大することにより、経費や労力の削減や所要期間の短縮が可能になり、要介護者等の負担軽減につながることも、地域における介護保険制度の効率的な運営を可能にすることができる。	x	要介護認定は、利用者の心身の状態に関する調査結果に基づき一次判定を行った上で、保健・医療・福祉の有識者からなる介護認定審査会において一次判定結果や主治医意見書などを総合的に踏まえて決定する仕組みである。このようにして、利用者の状態に応じた介護サービスの必要度合いを適切に判定し、サービスへの公平な配分を行っているため、こうした仕組みは必要である。 なお、要介護認定は、全国一律の基準で公平かつ公正に行われる必要があり、市町村ごとに仕組みを変えることはできない。	介護状態が固定化している被保険者の認定有効期間について更に延長し、事務の効率化を図らねばならない。施設入所の被保険者であって要介護状態が要介護1・要介護2のような重度の状態が更新認定で続いている場合には、その後の要介護度の改善の可能性が極めて低い。 このような場合は、審査会の中で今後の介護度改善の見込みの意見をもらい、認定有効期間について更に延長できるようにし、事務の効率化を図らねばならない。	要介護認定の有効期間については、要介護認定に係る市町村の事務負担を軽減するため、平成23年度及び24年度において延長している。介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供するという利用者保護の観点から、更に延長することは困難である。	
	第2項							
	第3項							
	第4項							
	第5項							
	第6項							
	第7項							
	第9項							
	第10項							
	第11項							
	第12項							
	第28条	第1項						
第29条	第2項							
介護保険法	第78条の2	○地域密着型サービス事業所指定手続きの弾力化 地域密着型サービス事業所の指定手続きに係る規定を削除する。 【全国市長会】	地域密着型サービス事業所の指定に当たっては、学識経験者や公募委員からなる「地域密着型サービス運営委員会」に対して指定の可否等について審議することになっているが、他のサービスについては、指定基準を満たしていることが確認できれば、このような手続きを経なくとも指定することができることになっている。 第2次一括法により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設等の指定権限が、指定都市及び中核市に譲渡された現在、地域密着型サービスに限って指定手続きに係る枠付けを設ける必要はないと考え、当該条項が削除されれば、迅速な事務処理が可能となる。	x	介護保険法において、地域密着型サービスの指定に際し、委員会等での審議を義務付ける規定はなく、指定における事務の具体的な方法は市町村の判断に委ねられている。 なお、地域密着型サービスは、地域に根ざした形でサービスを提供することが効果的と考えられるため、当該市町村の住民のみが対象となるサービスであることから、当該条項は指定等にあたって住民の意見を十分に反映させる旨を規定している。したがって、地域密着型サービスの指定において住民の意見を反映させる措置に係る当該条項を削除することはできない。	A市では、地域密着型サービスの指定に際して、住民の意見を反映させる手段として「地域密着型サービス運営委員会」を設けていたところである。 たとえば、居宅サービスは、都道府県が指定することになっており、指定基準を満たしていることが確認することができれば、指定することが可能となっている。しかし、地域によっては、居宅サービスであっても、当該自治体の住民だけが利用するケースもあり、地域密着型サービスの利用者や変わらないものもある。そのため、地域密着型サービスに限って指定手続きに係る規定を設ける必要はないものと史料。	○	市町村長が行う地域密着型サービス事業所の指定に關し、関係者の意見反映のために講ずべき措置(78条の2第7項)については、努力義務化する。法改正の時期については、次期介護保険法改正の中で行うこととする。

<凡例>
○…地方提案等に即し制度改正を行う事項
●…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の发出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【厚生労働省】

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
				回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
	第3項		加えて残留産物や重金屬の検査を委託検査としている市では、備えるべき機械・器具として定められている「ガスクロマトグラフ」や「電気炉」を設置しておらず、さらに要慮している。保健所が自らの検査施設で行う検査の項目については、自治体の地域性や必要性等の事情を考慮して選定されるべきであり、使用目的が限定される「動物飼育室」の設置や日々改良更新される器具機械の購入については、各自治体の実情を考慮すべきである。保健所に設置する食品衛生検査施設の設備基準を緩和することにより、地域の実情に応じた効率的な食品衛生行政を推進することができる。					
社会福祉法	第62条 第4項	【第一種社会福祉事業に係る社会福祉施設の許可及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を営んでいる事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	ご指摘されている場合について、10項第2号や同項第5号により排除することが可能であるとともに、2許可を行うに当たって、事業の適正な運営を確保する観点から懸念されるところがある場合、都道府県知事は条件を付した上で許可することも可能となっている。 また、上記の観点から条件を付して許可を行った場合には、これに違反した場合に許可の取消しが可能であるとともに、2一般にご指摘の場合については、当該事業の実施に不当に営利を図り、または、福祉サービスの提供を受けるもの処遇につき不当な行為が行われていることが想定されるため、これらの行為をもって許可の取消しを行うことも可能となっている。	暴力団員等の排除が現行の規定で対応可能であることであるが、法的安定性の確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。また、当該提案は暴力団の排除のみを目的とするものではなく、当該法律の目的を達成するために地域の実情に応じて許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	第一種社会福祉事業は、利用者を施設に入所させて、生活の大部分をその施設の中で暮らすというような事業が大部分で、利用者に対して非常に大きな影響を及ぼすものである。そのため、社会福祉法では、最低生活を保障するという観点から、その許認可及び取消しについて、基準を設けているところであり、それを条例に委ねることは困難である。 なお、許可を行うにあり、事業の適正な運営を確保する観点から懸念されるところがある場合は、都道府県知事が条件を付すること等を認めているところであるが、それは、第一種社会福祉事業の経営主体が、原則として国、自治体、社会福祉法人に限定されているところ、公的関与が相対的に高い、それ以外の者が都道府県知事の許可を得て第一種社会福祉事業を経営しようとする場合は、条件を設けなければならないことも考えられるためである。	
	第72条 第1項			×	したがって、ご指摘のような場合について、現行法規定の解釈上、十分に対応が可能であり、改めて基準を条例により付加する必要性は認められない。			
児童福祉法	第21条の5の23 第1項	【障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定に係る取消基準の条例委任】 現行法の指定取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を営んでいる事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	当該内容を条例に規定することは、障害児通所支援及び障害児入所支援の運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。 なお、児童福祉法第21条の5の23第1項第3号及び第4号において、都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったときに指定の取消しができることとされているところ。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であることであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除に関する規定などを付加することができるようにするとともに、これを満たさなくなった場合に取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	当該内容を条例に規定することは、障害児通所支援及び障害児入所支援の運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。 なお、児童福祉法第21条の5の23第1項第3号及び第4号において、都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったときに指定の取消しができることとされているところ。	
	第24条の17			×				
児童福祉法	第35条 第4項	【児童福祉施設の認可及び取消基準の条例委任】 現行法の認可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を営んでいる事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	例えば、保育所の認可申請に係る審査では、経営者が社会的価値を有するかどうかを判断することとしている。したがって、保育所に関しては、ご指摘のような事例では、暴力団員及びその密接な関係者がこれに該当しないものとして、認可をしないことが可能である。 (参考：保育所の設置認可等について平成12年3月30日 児発第295号)	現行の局長通知により対応可能であることであるが、審査基準でありこれによる取消しできないこと、通知に基づくものであることから、法的安定性の確保の観点からは、条例委任し、条例で明確化することが必要である。また、この審査基準は社会福祉法人以外の法人の場合の基準であり、申請の多くが社会福祉法人である現状からすると不十分である。 当該提案はあくまで、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除に関する規定などを付加することができるようにするとともに、これを満たさなくなった場合に取消しができるように、取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	都道府県は、同法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設置及び運営について条例で基準(以下「基準」という。)を定めることとされており、同法第35条第4項の都道府県知事の認可は、社会福祉法人等からの申請書類とともに当該基準に適合するか否かを審査した上でなされる。児童福祉法上、児童福祉施設の設置の認可及び取消しについて、欠格要件を条例委任する規定はないが、都道府県が条例で定める基準の中の「児童福祉施設的一般原則」として「社会的価値を有するよう努めること」などと定めることで、そうした観点から審査を行うことが中核になる。 児童福祉施設の取消については、同法第58条の規定に基づき、基準に適合しないと明らかになった時点で、行うことができる。	
	第58条			×	その他の児童福祉施設に関しても、必要があれば同様の通知を発生することにより、対応が可能である。			
老人福祉法	第15条 第6項	【養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設認可及び取消基準の条例委任】 現行法の施設認可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、老人福祉法上の有料老人ホームの経営を行っている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	当該内容を条例に規定することは、各サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であることであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、申請者要件に暴力団の排除に関する規定などを付加することができるようにするとともに、これを満たさなくなった場合に取消しができるように、取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの認可及びその取消しについては、地方公共団体が国の基準を参酌して、条例で定める養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた認可及びその取消しをすることが可能とされているものである。	
	第19条 第1項			×				
介護保険法	第77条 第1項	【指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に係る取消基準の条例委任】 現行法の指定取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の指定を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	当該内容を条例に規定することは、居宅サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。 ※第34条第1項は、現在国会に提出中の地域主権改革一括法案(第3次)において措置予定。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であることであるが、当該提案は、地域の実情に応じて定めた申請者要件を満たさなくなった場合に取消しができるように取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定及びその取消しについては、地方公共団体が国の基準を参酌して、条例で定める指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の設置及び運営に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた指定取消しをすることが可能とされているものである。 ※指定居宅介護支援事業者の指定及びその取消しについては、「義務付け・枠付けの変更の見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、当該基準の一部を条例に委任する措置を講ずることとしている。	
	第84条 第1項			×				
	第115条の9 第1項				×			
介護保険法	第86条 第2項	【指定介護老人福祉施設の指定基準及び介護老人保健施設の許可基準並びに指定及び許可の取消基準の条例委任】 現行法の指定及び許可基準並びにその取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の指定等を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	当該内容を条例に規定することは、施設サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であることであるが、当該提案は、地域の実情に応じて定めた申請者要件を満たさなくなった場合に取消しができるように取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	指定介護老人福祉施設の指定及びその取消し並びに介護老人保健施設の許可及びその取消しについては、地方公共団体が国の基準を参酌して、条例で定める指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置及び運営に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた指定取消しをすることが可能とされているものである。	
	第92条 第1項			×				
	第94条 第3項			×				
	第104条 第1項				×			
旧介護保険法(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十九条の二第一項によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	旧第107条 第3項	【指定介護療養型医療施設の指定及び取消基準の条例委任】 現行法の指定及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、介護保険法の指定を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	指定介護療養型医療施設の運営基準は、人員基準、居室面積基準、入居費に係る基準等を除き全て「参酌すべき基準」とされており、地域の実情に応じて、地方自治体が暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であることであるが、当該提案は、地域の実情に応じて定めた申請者要件を満たさなくなった場合に取消しができるように取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	指定介護療養型医療施設の指定の取消しについては、地方公共団体が国の基準を参酌して、条例で定める指定介護療養型医療施設の設置及び運営に関する基準において、暴力団排除等の規定を設けることにより、地域の実情に応じた指定の取消しをすることが可能とされているものである。	
	旧第114条 第1項			×				
障害者自立支援法	第50条 第1項	【指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設の指定に係る取消基準の条例委任】 現行法の指定取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、社会福祉事業を営んでいる事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	当該内容を条例に規定することは、障害福祉サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。 なお、障害者自立支援法第50条第1項第3号及び第4号において、都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったときに指定の取消しができることとされているところ。	運営基準に暴力団員等を排除する規定を設けることにより対応可能であることであるが、当該提案は、地域の実情に応じて定めた申請者要件を満たさなくなった場合に取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。	当該内容を条例に規定することは、障害福祉サービスの運営に係る条例において「参酌すべき基準」となっており、地域の実情に応じて、地方自治体が十分参酌した上で、暴力団の排除に係る規定を条例に盛り込むことは、現行においても許容される。したがって、新たに義務付け・枠付けの見直しを行う必要はない。例えば、条例において「事業所は暴力団の支配を受けてはならない」という運営に係る基準を設け、事業所がその基準に違反した場合には、都道府県の条例で定める基準を満たすことができないとなるときとみなし、障害者自立支援法第50条第1項第3号及び第4号を適用し、指定の取消しができる。	
	第8条			×				
旅館業法	第3条 第2項	【旅館業の許可及び取消基準の条例委任】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	旅館業法は旅館業法についての公衆衛生の維持を目的としている。また、旅館業法が構造的に反社会的勢力と密接に結びつきやすい土壌があるとはいえない。これらことから、旅館業法の施行条例として、旅館業法の許可基準及び取消基準として「経営者が暴力団員であること」等の規定を設けることは、旅館業法の目的にそぐわない。 なお、暴力団による不当な経済活動を排除する等、旅館業法とは別の目的に立った条例を制定した上で、経営者が暴力団員である旅館が不当な営業を行っている場合にその名称を公表する等、不当な営業を防止するために必要な措置を講ずることについては、現行の旅館業法が制限するものではない。	当該提案は暴力団の排除のみを目的とするのではなく、当該法律の目的を達成するために地域の実情に応じて許可等及び取消しに係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 また、「旅館業法とは別の目的に立った条例を制定した上で、経営者が暴力団員である旅館が不当な営業を行っている場合にその名称を公表する等、不当な営業を防止するために必要な措置を講ずることについては、現行の旅館業法が制限するものではない」とあるが、その場合には旅館業法の許可基準と、自治体の条例の規定との関係が、司法の場を問われた際に、違法とされるリスクがあり、支障事例の根本的な解決にはならないことから、提案に沿った見直しをされた。	衛生措置基準等については地域性を考慮して定めた場合においてもその基準を満たせば営業ができ、営業の自由に対する本質的な規制ではないため、欠格事由と衛生措置基準等を同列に論ずることはできない。なお、旅館業法は、地方公共団体が旅館業法とは別の観点から暴力団排除を目的とする条例措置を講ずることを妨げるものではない。	
	第8条			×				

〈凡例〉
 ○…地方提案等に即し制度改正を行う事項
 ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
 ×…見直しを行わない事項

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

△…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【農林水産省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具休案、理由等		回答(区分)	具休案、理由等
農業振興地域の整備に関する法律	第8条	第4項	【農用地利用計画に係る都道府県知事の協議、同意の廃止】 市町村が定める農業振興地域整備計画(農用地利用計画)に係る都道府県知事の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。 都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に策定・変更できない。 【全国知事会】	×	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 このため、農振法においては、都道府県知事は、農用地等の確保に関する事項等について国が定める基本指針に基づき、基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るための仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る都道府県知事の同意は必要である。	優良農地の確保や適切な管理は、マスタープラン(同法第8条第2項第2号から第6号に掲げる事項)と農用地利用計画で構成される農業振興地域整備計画により、市町村が総合的な農業振興施策の一環として実施することが効果的である。既にマスタープランは都道府県知事への協議・同意が不要とされていることから、農用地利用計画も市町村の判断で策定・変更することが妥当であるため、提案に沿った見直しをされたい。	△	市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 (市町村が、都道府県知事の不同意を不服とし、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法でも不当でもないとして事例も見受けられる。) (市町村が、都道府県知事の不同意を不服とし、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法でも不当でもないとして事例も見受けられる。)
		第13条	第4項	農業振興地域整備計画を変更する際の都道府県知事との協議・同意について、地域の実情に応じ、同意を要しない協議とする。 【全国町村会】	農業振興地域整備計画を変更する際の都道府県知事との協議・同意を要しない協議とする。 【全国町村会】	×	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 このため、農振法においては、都道府県知事は、農用地等の確保に関する事項等について国が定める基本指針に基づき、基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るための仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意は必要である。	農振法第8条第4項等と関連のある規定であるため、併せて見直す必要がある。	△
森林法	第6条	第5項	【地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	国の「全国森林計画」の策定に伴い、都道府県の地域森林計画の策定が必要になるが、都道府県の自主的・主体的な取組を阻害しないよう、大臣協議、同意を廃止すべきである。 国は、全国森林計画において広域流域別に伐採立木材積、造林面積等を計画し、都道府県の地域森林計画の作成・変更の協議を通じて、地域の実情とが一致した計画を示して内容修正を求めると過剰な関与を行うため、度重なる調整や資料作成等に多大な労力がかかっている。 【全国知事会】	×	地域森林計画は、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させる森林を育成する資源計画としての全国森林計画と整合した計画とするため、大臣協議は引き続き存置する必要がある。 なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地域主権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年の森林法改正により、森林資源の賦存量確保に直結する項目以外について同意を要しないこととする改正を行ったところである。	都道府県は地域森林計画の策定にあたって、現地調査及び関係者への聞き取りなどを実施し、適切な目標数値を積算している。地域の実情に合わせた計画的な森林整備を進めるため、提案に沿った見直しをされたい。	△	地域森林計画は、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させる森林を育成する資源計画としての全国森林計画と整合した計画とする中で、地域の実情に合わせた計画的な森林の整備・保全の推進、同計画に係る協議の迅速化を図るため、以下の見直しを行うこととした。 ①同計画の任意的記載事項とされている森林の整備及び保全に関する事項(法第5条第3項)については、都道府県知事が地域の実情に応じて主体的に記述できるようにするため、大臣との協議を廃止し、事前の届出とすること ②当該協議については、事前調整を含めて事務処理期間の目安を示し、事前調整が整っている場合には同意等の手続を速やかに行うよう運用改善を図ること
農地法		附則第2項	【農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止】 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。 【全国知事会】	農地転用は、農業条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならぬ。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期的にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。 【全国知事会】	×	別途回答 <別途回答> 農地法附則第2項について当該事項は法定受託事務であり、職務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農地は、すべての国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産が行われることで、国民のための多面的機能が発揮されているものであり、優良農地の確保は国の責務。 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまて失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、農林水産大臣の国レベルの視点に立った判断を反映させることが必要不可欠。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	農地法附則第2条の都道府県に義務付けられている大臣との協議は、平成10年の法改正で「自分の間」協議することとされたものであり、協議を必要とする根拠に乏しいため、提案に沿った見直しをされたい。	×	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議については、農地法関係事務処理要領において標準的な事務処理期間が1週間と設定されているところであり、当該期間内に事務が完了されるよう迅速に処理することを徹底したい。
農業協同組合法	第60条	第2項	地区が重複する農協の設立等に係る都道府県知事との関係市町村及び関係農業協同組合中央会への協議の廃止		○	本規定については、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)において地区重複農協設立等に係る中央会協議事項を廃止の方向で見直すこととし、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において関連する法案が提出される機会を捉えなくては必要な法制上の措置を講じることとしているものであり、廃止することとする			
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	第3項	市町村長が農用地区域内の開発行為許可申請書を受理した場合における知事への意見添付の見直し		○	市町村長は、農用地区域において開発行為をしようとする者から許可の申請書を受理したときは、意見を付して、都道府県知事に送付しなければならないとされている。 これについて、市町村長から都道府県知事への意見の送付をその判断により行えるよう、意見があるときに添付できることとする。			

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【経済産業省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第1項	【基本計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める基本計画に係る主務大臣の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	×	基本計画に係る主務大臣の協議・同意については、国が課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって、支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断するため、協議・同意を維持する必要がある。第3次勧告においても、同意を要する協議も許容する場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」が明示されているところである。	課税の特例の要件を明確化することによって、一件ごとの協議、同意を不要としても国の責務を果たせるのではないかと。 また、企業立地においては、事業を展開するスピードも要求されており、地域の実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをされたい。	▲	基本計画に係る主務大臣の協議・同意については、国が課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって、支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断するため、協議・同意を維持する必要がある。 また、基本計画は、本法のみならず、農地法、自然公園法等土地利用や環境保全等に関する法令に反しないよう適切に策定されている必要があることから、その内容について主務大臣が確認を行うためにも、協議・同意を維持する必要がある。 なお、基本計画に係る主務大臣への協議については、当該協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化を行う。
採石法	第32条の4	第1項	【採石業の登録及び取消基準の条例委任】 現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する意見を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の登録を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排条項がなく、排除措置を実施することができない。 また、この法律により処罰を受け登録適格要件を欠く者が、他者名義(名義借り)で登録申請してきた場合、事実上違反者が採取行為の指揮命令を司る(司っている)ことが明確であっても登録の拒否及び取消しができない。 また、採取行為を行うために許可を得た関係法令(森林法、農地法、農地法、農地法)で処罰を受けた違反者に対し、登録の取消しを行うことができない。	▲	(前提条件)現行法の登録拒否条項に都道府県が定める条例(1暴力団排除関係、2他者名義使用禁止関係及び3関係法令違反者関係)を付加することが法制的に可能であることが法制局に確認できた場合。 【具体案】他の関係法令とともに一括改正を前提に、採石法第32条の4に定める登録の拒否条項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。 【理由】採石法は岩石の採取に伴う災害防止等を目的としており、採石業者登録制度は未然に災害防止を図るための制度の一つであるため、現行法の登録拒否条項は全国統一的な事項として必要である。 一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり「必要な基準を条例で付加」する方向で検討したいが、登録拒否条項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制的に可能か否か事前に法制局に確認する必要がある。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	×	現行法の登録拒否条項及び取り消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。
		第1項	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、行政事務からの排除を進めているが、本法では暴力団であることをもって許可等から排除することができない。 また、この法律により処罰を受け登録適格要件を欠く者が、他者名義(名義借り)で登録申請してきた場合、事実上違反者が採取行為の指揮命令を司る(司っている)ことが明確であっても登録の拒否及び取消しができない。 また、採取行為を行うために許可を得た関係法令(森林法、農地法、農地法、農地法)で処罰を受けた違反者に対し、登録の取消しを行うことができない。	▲	(前提条件)現行法の登録拒否条項に都道府県が定める条例(1暴力団排除関係、2他者名義使用禁止関係及び3関係法令違反者関係)を付加することが法制的に可能であることが法制局に確認できた場合。 【具体案】他の関係法令とともに一括改正を前提に、採石法第32条の10に定める登録の取消条項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。 【理由】採石法は岩石の採取に伴う災害防止等を目的としており、採石業者登録制度は未然に災害防止を図るための制度の一つであるため、現行法の登録取消条項は全国統一的な事項として必要である。 一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり「必要な基準を条例で付加」する方向で検討したいが、登録取消条項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制的に可能か否か事前に法制局に確認する必要がある。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録の取消に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	×	現行法の登録拒否条項及び取り消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。	
砂利採取法	第6条	第1項	【砂利採取業の登録に関する欠格事由の条例委任等】 砂利採取業の登録に関する欠格事由が限定列挙されていることから、必要な基準を条例で付加できるようにするなど地方の取組を高めるべき。 【全国知事会】	A県では、暴力団対策を推進するため、行政事務からの排除を進めているが、本法では暴力団であることをもって許可等から排除することができない。 また、この法律により処罰を受け登録適格要件を欠く者が、他者名義(名義借り)で登録申請してきた場合、事実上違反者が採取行為の指揮命令を司る(司っている)ことが明確であっても登録の拒否及び取消しができない。 また、採取行為を行うために許可を得た関係法令(森林法、農地法、農地法、農地法)で処罰を受けた違反者に対し、登録の取消しを行うことができない。	▲	(前提条件)多くの地方自治体において暴力団排除等(他者名義の使用禁止関係、関係法令違反者の取り消し等含む)を条例で定め、砂利採取法の登録拒否条項にその追加を求める強い要望があるかどうか、また、これらを条例制定によって排除することが現行法制度上、可能なかどうか確認できた場合。 【具体案】他の関係法令とともに一括改正を前提に、砂利採取法第6条に定める登録の拒否条項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。 【理由】砂利採取法は砂利の採取に伴う災害防止等を目的としており、砂利採取業登録制度は未然に災害防止を図るための制度の一つであるため、現行法の登録拒否条項は全国統一的な事項として必要である。 一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり「必要な基準を条例で付加」する方向で検討したいが、登録拒否条項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制的に可能か否か内閣法制局見解を確認する必要があるため。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	×	現行法の登録拒否条項及び取り消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【国土交通省】			各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見		地方からの意見を踏まえて各府県の再回答	
法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	回答(区分)	具体案、理由等	各府県からの回答に対する地方からの意見	回答(区分)	具体案、理由等
公有水面埋立法	第27条 第3項	「埋立地の権利移転等における都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止」 港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行う等であり、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付(用途変更)についても迅速に対応する必要がある。海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。 【全国知事会】	都道府県有の埋立地の売却・貸付付が残る中、用地の売却・貸付において、国土交通大臣との協議は数か月を要するなど時間がかかっており、協議が終わるままでは退出企業との契約は停止条件付きとなるため、企業ニーズに迅速に対応することが難しく、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。 大規模な公有水面埋立は、埋立の整備期間が長く、竣功認可(供用開始)までに社会・経済状況が変化し、当初の目的に応じた活用ができない場合がある。 公有水面埋立の竣功認可後10年間は、大臣の協議を完了しないと用途変更ができないが、大臣協議には詳細な資料と説明を求められ、数か月を要する時間がかかっており、迅速に用途変更ができないことで、有効に活用できていない埋立地が発生している。	×	公有水面の埋立は、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立て、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであり、埋立造成についても、免状および土地利用・処分がなされるよう担保する必要がある。 このため、公有水面埋立法においては、公有水面は、国の所有に属するもの位置付け(第1条)、より慎重な取扱いを要する一定の埋立免許については国の認可にかからしめており、竣功認可後においても当該埋立に係る土地利用・処分は適正を担保するため、第27条及び第29条に基づく協議を受けて、国が確認を行っている。また、当該制度は、「審査が厳格に行われるよう、適切な指導を行うこととする国会の指図(附帯決議)」等に応える上で不可欠な手続である。 また、埋立地の処分・用途変更の制限期間を10年としているのは、利権化及び開発防止の観点から一定の期間は許可にかからしめることが必要と考えられること。新たな土地利用が定着するためには一定の期間を要することを前提に、取引の安全を誓す。かつ、土地の利用形態が熟すまでの期間として民法等の地法上の規定も参考に規定しているものである。	法制度の趣旨は理解しているが、国土交通大臣協議のため、左記に記載しているような埋立地の迅速な利活用が妨げられるといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。 また、「適切な指導」、必要に際し、地方自治法に基づき助言を行うことでき、事前協議を義務付けても対応が可能ではないかと、さらに今回の提案は、埋立免許に係る国の認可の廃止までを求めているものではないことから、引き続き必要な国の責務は果たせる。		
	第29条 第3項	「埋立地の権利移転等における都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止」 港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行う等であり、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。 【全国知事会】	国土交通大臣への協議をはじめとした土地利用の変更手続きの時間を要したため、企業ニーズに迅速に対応できず、最終的に立地希望の企業が退出を断念したケースが発生するなど、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。	×	本条項は、港湾管理者が、遊休地の有効活用を図るために一定の要件を満たす埋立地について、用途変更等の制限期間を竣功認可後5年に短縮する特例であるが、埋立免許の際に国土交通大臣の認可の対象となった埋立地については、特段の事由がない限り10年間は用途変更等がないことを前提に国土交通大臣が認可の判断を行っているため、その期間を短縮することした場合には国土交通大臣に協議を求めているものであり、公有水面埋立法第27条及び第29条と併せて引き続き存置することが必要である。	法制度の趣旨は理解しているが、国土交通大臣協議のため、左記に記載しているような埋立地の迅速な利活用が妨げられるといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。		
港湾法	第58条 第3項	「埋立地の権利移転等における都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止」 港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行う等であり、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。 【全国知事会】	国土交通大臣への協議をはじめとした土地利用の変更手続きの時間を要したため、企業ニーズに迅速に対応できず、最終的に立地希望の企業が退出を断念したケースが発生するなど、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。	×	本条項は、港湾管理者が、遊休地の有効活用を図るために一定の要件を満たす埋立地について、用途変更等の制限期間を竣功認可後5年に短縮する特例であるが、埋立免許の際に国土交通大臣の認可の対象となった埋立地については、特段の事由がない限り10年間は用途変更等がないことを前提に国土交通大臣が認可の判断を行っているため、その期間を短縮することした場合には国土交通大臣に協議を求めているものであり、公有水面埋立法第27条及び第29条と併せて引き続き存置することが必要である。	法制度の趣旨は理解しているが、国土交通大臣協議のため、左記に記載しているような埋立地の迅速な利活用が妨げられるといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。		
	第2条 第6項	「港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止」 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、これに加えての国土交通大臣の施設認定は廃止すべき。 【全国知事会】	国土交通大臣による港湾施設の認定は、港湾管理者にとって円滑な港湾事業等の執行に資する時期に可能とされた(港湾局総務課長通知)にもかかわらず、実際には、年度開始前に事前報告を行っておかなければ、原則、申請を行うことができない状況となっており、また、審査に当たっては、詳細かつ多量な資料要求が多いため、円滑な事業処理に年々対応が難しくなる状況となっており、円滑な港湾事業の遂行に大きな支障となっている。	×	「義務付け・枠付けの更なる見直しについて(平成23年11月29日閣議決定)」において、「港湾施設としての認定に係る港湾管理者の国土交通大臣への申請(2条6項)については、当該港湾管理者にとって円滑な事業執行に資する時期に可能であることを各港湾管理者に周知を図る。」とされたことを受けて、「港湾法第2条第6項の規定に基づく申請について(平成23年12月22日 閣議第519号)」を発生し、「港湾法第2条第6項の規定に基づく申請は、港湾区域の変更又は臨港地区の指定を行うことを原則としつつ、各港湾管理者にとって円滑な港湾事業等の執行に資する時期に行うことが可能であることを前提とし、国土交通大臣の施設認定に係る手続について、上記の平成23年12月22日の通知等により運用の改善を図ってきたことであり、引き続き、港湾管理者の円滑な事業執行に資するよう努めて参りたい。 なお、港湾施設認定は、臨港地区の指定が技術的に困難であるもの(例えば臨港道路など、臨港地区として面的管理にそぐわない施設)や、早急に港湾施設として位置付ける必要があるもの、臨港地区指定にあたって時間を要するもの等について、臨港地区の指定を補充する制度として設けられているものである。	回答では、平成23年12月22日の通知等により運用の改善を図ってきたことであるが、この通知後に実施された港湾施設への位置付けのフォローアップ調査では、「H24年度に施設認定を要するもの」と題する調査票において、「原則として、記入されていない事業に係る施設認定の処理はH24年度中は行わないものとする」との記載があり、結果として地方の自由度が担保される状況となっている。 臨港地区指定を補充するよう制度の趣旨は理解しているが、左記に記載しているように、事務処理に長期的時間と労力を要することから、現場では円滑な港湾事業の執行に当たっての大きな支障となっており、提案に沿った見直しをされた。		
港湾法	第44条 第2項	「水域施設等の利用に対する料金の徴収額の見直し」 放置艇対策のより一層の推進のため、利用料の徴収が認められない船だまりなどの水域施設、護岸、防波堤などの外郭施設の利用について、徴収を認めるべき。 【全国知事会】	放置艇対策推進のため、暫定係留施設の設置場所として、水域、外郭施設を活用し係留施設における利用料金の設定が認められているにもかかわらず(港湾局総務課長通知)、港湾法の規定により水域、外郭施設は利用を徴収できない。 このため、港湾管理者は、それらを活用しての暫定係留施設の設置をしづらい状況となっており、放置艇対策のより一層の推進と港湾施設の管理運営の円滑化の観点からも、利用料を徴収できるようにすべきである。	×	現行制度において、水域施設(泊地を除く)、外郭施設についても、それらを活用し暫定係留施設として位置付けることにより、係留施設としての利用料金を徴収することが認められており、ご要望に対応しているものと考え。	回答では、外郭施設等を暫定係留施設と位置づけることで利用料金を徴収できるため対応可能であるが、その場合には関係項で規定された施設での徴収は当然である。別の施設名での徴収となる。実際には法律で認められていない施設等を活用し利用料金の徴収にも関わらず、これを地方の条例規定の運用等で対応することは、行政事務の適正な執行の観点からも問題があると考えられ、法律自体の見直しを検討された。		
	第44条 第4項	「港湾管理者の料率変更に対する国土交通大臣の変更要求の廃止」 港湾管理者の料率の変更における国土交通大臣の同意を廃止する。 【全国市長会】	港湾管理者は、港湾法第44条第4項の国土交通大臣の要求があったときは、遅滞なく、料率について、必要変更を行わなければならないとされているが、港湾施設の料金設定は、市議会の議決を経て、条例に定められたものである。 大臣要求が廃止されれば、各港の特性に合った料金設定が可能となる。 【事例】 入港料に関する義務付けについては、過去の見直しの経緯を踏まえつつも、地方自治体が、住民の代表である議会の議決を経た上で決定した港湾施設の料率について、国土交通大臣の変更要求後、遅滞なく変更しなければならない規定は、強権過ぎるものではないかと、議論の内容) 1 法律上の規定では、料率変更の30日前に公表することになっているが、(？実際は条例案を提出する議会の数ヶ月前に、料率変更に係るパブリックコメントにより市民や利害関係者から意見を聴き、必要に応じて調整を行うこと。また、(？議会において十分な審議を経て議決されていること。から民意を十分に反映させるとともに、利用者の不利益につながらない適切な値上げを抑制する手続を強化している)と考える。 2 料率の変更が不当・違法かどうかの判断や、当該変更が直ちに致済すべき権利侵害又は受忍限度を超えた不利益にもつながらない適切な値上げとなっているかなどかの判断については、司法審査も高い審議会のみの決定を以て遅滞なく変更することとを求めているが、地方自治体の議決尊重というものであり、制度として「ラフな手続」ではないかと考える。 3 地方が地域のことを自己の責任において意思決定を行うという地域主権の趣旨からも、この仕組みは改善すべきものとする。 ※国土交通大臣の関与によって生じた具体的な支障事例はなし	×	港湾施設等の料金の料率については、港湾管理者が条例により設定しているところであるが、港湾は当該港湾の存する地域以外への利用も考えられ、広(便益)を及ぼすものである。 本条項は、変更要求を限定(利害関係人のみ、料率の施行の日まで)したうえで、国土交通大臣が全国的見地、第三者の立場から、慎重かつ早期の改善・安定化を図るため、事前に関係者意見を調整した結果が、制度上迅速に反映されるよう担保するものである。 本条項が廃止された場合、全国的見地、第三者の立場から国土交通大臣が調整した結果が制度上迅速に反映されることを担保できず、関係者利益が適切に保護されないおそれがある。 また、国土交通大臣が料率の変更要求を行うのは、利害関係人の請求を受けて、運輸審議会の開催する公聴会において、港湾管理者にその料率が不当でない、且つ、この法律に違反しないものであることを示す十分な機会を与えた後、当該請求に理由があると認められたときのみである(条例第4項)。 以上より、国土交通大臣の一定の関与が必要であり、本条項は存置する必要がある。	①法律上の規定では、料率変更の30日前に公表することになっているが、(？実際は条例改正のために法律案を提出する議会の数ヶ月前に、料率変更に係るパブリックコメントにより市民や利害関係者から意見を聴き、必要に応じて調整を行うこと。また、(？議会において十分な審議を経て議決されていること。から民意を十分に反映させるとともに、利用者の不利益につながらない適切な値上げを抑制する手続を強化している)と考える。 ②料率の変更が不当・違法かどうかの判断や、当該変更が直ちに致済すべき権利侵害又は受忍限度を超えた不利益にもつながらない適切な値上げとなっているかなどかの判断については、司法審査も高い審議会のみの決定を以て遅滞なく変更することとを求めているが、地方自治体の議決尊重というものであり、制度として「ラフな手続」ではないかと考える。 ③地方が地域のことを自己の責任において意思決定を行うという地域主権の趣旨からも、この仕組みは改善すべきものとする。		
都市計画法	第6条 第1項	「地域の実情に応じた基礎調査の実施」 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。 このため、準都市計画区域に係る基礎調査のよう、「必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるべき。 【全国知事会】	全ての都市計画区域において、おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が行われている。 例えば、A県では、5年をかけた全都市計画区域の調査を行っており、毎年20,000千円程度の調査費を要している。 しかし、事業が展開されていない区域や土地利用や整備態様の状況等に大きな変化が無い区域では調査結果を活用することが少ないことから、地域の実情に合わせ、必要に応じた調査区域の選択及び実施が可能となるよう、基礎調査の実施方法を見直すべきである。	×	人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空地、空き家の増加などの都市の問題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点から都市計画区域の更新も行うことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現状及び将来の展望を的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定において積算根拠とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくともおおむね5年ごとの基礎調査を行うことが必要である。	法制度の趣旨は理解しているが、左記に記載しているような調査結果が十分に活用されないといった支障が現場では発生しており、地域の実情に沿った効果的な調査が実施できるよう提案に沿った見直しをされた。		
都市計画法	第7条 第1項	「特定法令による区域区分の義務付けの廃止」 区域区分は、地域が計画的な市街化を図るため必要がある時に定めることとされているが、近畿圏整備法等一部の法令で規定された区域については、制定が義務付けられていることから、地域の実情に応じた適切な区域区分設定の妨げとなっており、廃止すべき。 【全国知事会】	B県のある都市計画区域は、その一部が過疎法による過疎地域の指定を受ける一方、近畿圏整備法の近畿整備区域に指定されている。B県では同地域における区域区分の廃止を検討しているが、地域において、その必要性を検討し、自ら決定しようとしても、近畿圏整備法の規定により区域区分を義務付けられていることから、その要否について地域の自主的な決定ができない状況となっている。	×	近畿圏整備法等の既成都市区域及び近畿整備区域(近畿圏整備法第2条)等は、我が国の政治・経済・文化等の中心として人口及び産業が集中しており、その都市計画区域は、他の都市計画区域と比べてより多くの公共投資の対象となる。現下の財政状況においてもメリハリのある公共投資を確保する観点から、今後も継続し併せて公共投資の効率化を図る必要性は高い。 また、その区域は、無秩序な市街化を防止する必要がある区域として位置づけられているものであることから、このような区域を含む都市計画区域においては、今後も継続し併せて都市計画区域の無秩序な市街化を防止する必要性は高い。 このため、指定都市の区域区分決定に係る義務付け規定を「できる」規定とするのは困難である。	国の都市計画運用指針(以下「運用指針」と言う)Ⅲ-3、「(区域区分の廃止)では、「人口や産業活動の著しい拡大が予測されず、市街地内に相当の低密度利用が存在する場合などは、区域区分の必要性が薄いと考えられるが、(…略)…区域区分を必要とする状況がなくなったと判断される場合には、速やかにこれを廃止すべきである。」とされている。一方、昨今の少子・高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変動により、区域区分が決定された地域であっても、人口減少が進み、運用指針の「区域区分の必要性が薄い場合」に該当するような地域も増えている。しかし、近畿圏整備法等一部の法令で規定された区域では、各条項により、こうした状況にあっても、地域の判断で区域区分を廃止できないといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。 また、都市計画法制度上、他法令に基づくこうした区域区分決定の義務付けがどうしても必要というのであれば、区域区分の必要性が薄いと判断された地域において、運用指針に基づき速やかに区域区分を廃止できるよう、他法令に基づく地域指定解除を地域の実情に応じ迅速に実施できるようにすべきである。		
	第18条 第3項	「指定都市間の国道の都市計画決定に係る国土交通大臣の協議、同意の廃止」 地域における主体的なまちづくりを行ったが、国土交通大臣の同意が必要となる国の利害に重大な関係がある都市計画のうち、都道府県が管理する指定区域外国道は対象外とし、報告等とするべき。 【全国市長会】	都道府県が管理する指定区域外国道の都市計画決定については、地方整備局との事前協議を含め、協議、同意に1か月以上の時間を要しており、都道府県が実施する関係道路事業の円滑な推進の支障となっている。	×	指定都市間の国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、故郷でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされる。同意の取消により重大な関係がある都市計画である。そのため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、本規定については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、存置を許容すると結論が得られている。	法制度の趣旨は理解しているが、左記に記載されているような、協議・同意に時間を要することで地域における道路事業の円滑な推進が妨げられるといった支障事例が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。		
都市計画法	第87条 第2 第3項	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が「都市計画決定」における国・都道府県との同意・協議を廃止する。 【全国市長会】	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が「都市計画決定」に関して国・都道府県との同意・協議が必要となり、総合的・一体的なまちづくりに向け、市で完結することができない。 決定権限の移譲、国の関与を廃止することにより、地域の実情や特徴を活かした魅力あるまちづくりのための柔軟で創意工夫に富んだ積極的な取り組みが一層推進できるようになるとともに、官庁からの効果的な業務の遂行や、市民・事業者に対してわかりやすい都市計画とすることができ。	×	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は都市計画法施行令第12条第1項第2号から第5号までに掲げる国との調整を図ることが求められる都市計画決定の前提となるものであるが、国の利害に重大な関係がある都市計画である。そのため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。	本会の提案は、都市計画決定案の作成に当たっては、関係者庁との十分事前協議しながら作成し、都市計画決定を行っていることから、都市計画決定は国土交通大臣の協議のみで足りたため同意の廃止を提案するものである。		
	第23条 第1項	「都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議の廃止」 地域における主体的なまちづくりを行ったが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。 【全国知事会】	農林水産大臣協議については、法定協議以前に任意の事前協議、事前調整、さらには事前相談といった仕組みが存在した。また、各協議段階で多量の資料を要求されるため、その事務処理に半年から2年近くにも及ぶ長期的時間と労力を要する状況となっており、地域における主体的なまちづくりを行うに当たっての大きな支障となっている。	×	法第23条第1項に基づく農林水産大臣との協議が顕著な市街化区域内においては農地転用が留出のみで可能となる(農地法第4条第1項)等都市土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。 仮に当該協議を廃止した場合には、市街化区域においても留出のみで農地転用が可能となる農地が発生し、都市計画と農林漁業が健全に調和した一体的な枠組みが確保できなくなる。加えて、農地転用においても、農地転用上問題があるとの考え方を示していると思慮しており、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画の決定に係る農林水産大臣への協議の義務付けの見直しは困難である。 なお、本規定については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、存置を許容すると結論が得られている。	都市計画の決定は地方公共団体の自治事務であり、都市計画の運用を含め地方公共団体の責任により対応すべき事務と考える。 法制度の趣旨は理解しているが、左記に記載しているように、事務処理に長期的時間と労力を要することから、現場では主体的なまちづくりを進めるに当たっての大きな支障となっており、提案に沿った見直しをされた。 また第3次勧告についても、農業振興地域と市街化区域が重複する場合等に限り存置許容されているのであり、それ以外の場合には農地確保との関係で大臣協議はそもそも必要ないと考える。		

<凡例>
○…地方提案等に即し制度改正を行う事項
▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【国土交通省】

法律名	条 項	提案等の概要	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答		
			具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	回答(区分)		回答(区分)	具体的な理由等	
都市計画法	第19条 第1項	○生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会への付議の廃止 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告事項とする 【全国市長会】	生産緑地地区の都市計画変更を行う際、都市計画審議会の議を経ていて、しかし、生産緑地における行為の制限は生産緑地法第14条に基づき土地の権利者からの買取申出から3ヶ月後に解除されることとなる。 そのため、都市計画審議会で審議される時点で、すでに生産緑地の「行為の制限」解除は行われており、事実上、遡及の形となっている。 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告とすることにより、都市計画審議会における審議の効率化、適正化が図られる。	×	都市計画が決定・変更されることにより、国民の所有する土地の利用に対する規制を課す前提としての手続きとして不可欠であるため、義務付けの見直しは困難である。	各府県において、「生産緑地地区の都市計画変更を行う際の都市計画審議会への付議は、国民の所有する土地の利用に対する規制を課す前提としての手続き」とあるが、生産緑地法第14条に基づき土地の権利者からの買取申出の効果は、「行為の制限の解除(=財産権の制限の解除)」である。 都市計画審議会で審議される時点で、すでに生産緑地法に基づき生産緑地地区における行為の制限の解除が行われており、事実上、遡及の形となっていることから、都市計画審議会の議を不要とし、報告とすることにより、都市計画審議会における審議の効率化、適正化が図られるため、見直しをされた。	▲	市町村の生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更(21条2項)については、条例により、市町村都市計画審議会の議を要する事項のうち軽易なものも処理する常務委員会の付議を経て、当該委員会の設置審議を経ることにより決定することと定めることと各地方公共団体に通知する。
	第21条 第2項	○都道府県国土利用計画に係る議会の議決の見直し	×	本条項の規定は、義務付けされていない国土利用計画を定める必要があると都道府県が判断した場合に、団体の意思として計画を策定することを定めたものであるため。	○		都道府県計画を定める場合における当該都道府県議会の議決に係る規定(7条3項)は、廃止する。	
国土利用計画法	第7条 第3項	○都道府県国土利用計画の策定・変更について 都道府県国土利用計画の策定・変更に関する計画を議会の議決事項とする 【全国知事会】	法律で計画の策定時に都道府県議会の議決を義務付けている計画が少ないことや、当該計画は策定自体が任意であることを踏まえ、策定手続として議会の議決を法により義務付けることを不要とすべきである。 既に半数程度の都道府県では、条例により都道府県が作成する計画を議会の議決事項とする条例を策定しており、こうした都道府県が作成する計画については、法律による義務付けを廃止しても、議会の判断により議会の審議・議決事項とすることは可能である。	×	本条項は、昨年成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により改正されたもの。 これにより、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために」国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されていたため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合に限り認められる、同意を要しない協議とすると結論が得られている。 ご提案の趣旨を踏まえ、引き続き、実質的な協議手続きの簡素化を図っていきたい。	▲	都道府県の土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への協議(9条10項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、提出書類の簡素化を行う。	
国土利用計画法	第9条 第10項	【土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議の廃止】 土地利用基本計画の策定・変更について、国土交通大臣の同意を要しない協議を報告とすべき。 【全国知事会】	【事例1】 土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議については、「大臣同意」が最大のハードルとなっており、また、地域における実情に応じた柔軟な計画作りへの阻害ともなっている。 ■経過 平成23年11月 本省事前協議開始 (平成23年12月 事前協議追加依頼) 平成24年1月 本省事前協議了 平成24年2月 大臣協議開始 平成24年3月 大臣協議了 【事例2】 土地利用基本計画の策定・変更に関しては、昨年度の法改正で従来必要とされた国土交通大臣への協議、同意のうち、同意が廃止されたものの、協議が継続しており、手続において何ら変化もなく、従来どおりの調整等に時間を要している。 ■経過 平成23年11月 本省事前協議開始 平成23年12月 本省事前協議了 平成24年2月 大臣協議開始 平成24年3月 大臣協議了 本省との事前協議まで、地方支分部局など調整を経ているなど、事務が重複している事例もあることから、更なる事務の改善が必要 【事例3】 国土交通省との事前協議が例年12月から約1か月、本協議が例年2月初旬から約1か月と時間を要している。 そもそも、土地利用基本計画は、都道府県のみ策定義務が課せられていることから、「協議」を「報告」に変更するとともに、必要に応じて助言を得ることができると等とすることが望ましい。 ■経過 平成23年12月 本省事前協議開始 平成24年1月 本省事前協議了 平成24年2月 大臣協議開始 平成24年3月 大臣協議了 第1次一括法の施行により、「同意を伴う協議」から「同意を要しない協議」となったが、いずれも協議を要することから、実質的な変更が生じていない。	×	本条項は、昨年成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により改正されたもの。 これにより、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために」国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されていたため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合に限り認められる、同意を要しない協議とすると結論が得られている。 ご提案の趣旨を踏まえ、引き続き、実質的な協議手続きの簡素化を図っていきたい。	▲	法制度の趣旨を理解しているが、左記に記載しているような事例が現場では発生していることから、提案に沿った見直しをされた。	
国土利用計画法	第39条 第4項	【土地利用審査委員の任命に係る議会の議決の廃止】 土地利用審査委員の任命に当たっての議会の同意を不要とすべき。 【全国知事会】	国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく開発審査委員の任命は、議会同意を義務付けられていないことと比べると、土地利用審査委員の任命に係る議会同意の義務付けは、均衡を失っている。	×	国土利用計画法に基づく土地取引規制制度等は、国民の権利義務や利害に密接に関わるものであり、その施行に当たっては、適正な行政手続を保障し、審査の中立・公正・専門性を確保する必要が極めて高いことから、土地に関する事項について優れた知識と経験を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができると認められる土地利用審査委員の設置を都道府県に義務付け、制度の中立性・公正性を担保している。 土地利用審査委員は、規制区域(※1)の指定等についての確認・規制区域における土地取引等の許可申請に対する許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内(※2)の勧告への意見申出など、開発審査委員とは異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に関して極めて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされるものである。 したがって、財産権の制約に大きな影響力を有する土地利用審査委員の任命に当たっての議会同意をなくすることは、国民や議会の理解を得られないものと考えられ、ご提案を受け入れることは困難である。	×	前回の回答のとおり、土地利用審査委員は、開発審査委員と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に關して極めて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 開発審査委員は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対する審査請求の裁決であり、土地の区画形質の変更等の事実行為を規制するものに対して、土地利用審査委員の主な職務は、規制区域の指定の確認等を行うものであり、同区域内における土地取引契約という法律行為に規制をかけるもの、つまり土地所有の内容である処分権に規制をかけるものであるという点において大きく異なる。 また、委員の選任について議会の同意を要する権限は、土地利用審査委員のほか、公安委員会、教育委員会、収用委員会などがある。このうち土地利用審査委員と同様に土地に関する権利を取り扱う収用委員会は、財産権に対する大きな影響を与える権限を担っており、その委員の選任には議会の同意を必要としている。 土地利用審査委員は、監視区域の指定等についての確認(確認が得られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引等の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内の勧告への意見申出などを行うものである。 これに対して、土地利用審査委員は、規制区域の指定等についての確認(確認が得られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引等の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内の勧告への意見申出などを行うものである。 収用委員会が都道府県知事の事業認定後、事業区域内のうち決裁申請された個別具体の事業にその権限を有していることに加え、土地利用審査委員は、個別具体の事業に権限を有していることに加え、区域指定に関する権限も有している。 以上のような土地利用審査委員の権限に鑑みれば、土地利用審査委員の任命に当たって議会同意をなくすることは、きわめて困難である。	
公営住宅法	第44条 第1項	○公営住宅区分の要件緩和 公営住宅の区分に係る耐用年数等の要件を緩和する 【全国市長会】	全国的に公営住宅は昭和40年代頃に建設された施設が多く、地方自治体を取り巻く財政状況がさらに厳しさを増している状況において、建て替えに要する費用を捻出できない状況にある。 公営住宅の区分について、耐用年数等の義務付けを緩和するとともに、市の判断により区分できると認められる地方自治体の財政状況を勘案した柔軟な対応ができるようになる。	×	ご指摘にある昭和40年代頃に建設された公営住宅については、既に耐用年数の4分の1の期間が経過しており、公営住宅法第44条第1項の規定に基づく譲渡処分を行うことに具体的支障はないものと思われる。 国庫補助を受けて建設等される公営住宅は、一定期間公営住宅として管理されなければその役割を果たしたことになることから、本規定において公営住宅の区分を一定期間制限し、国庫補助の目的の達成を担保することとしているところであり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条と同様の趣旨である。よって、本規定が置かれた趣旨を踏まえ、ご提案のような緩和を行うことは妥当ではないものと考えられる。 また、公営住宅法第44条に規定する公営住宅の区分に当たっての国土交通大臣の承認については、補助主体としての関与であって、これを移譲することは適当でないと考えられる。 なお、本規定については、第2次勧告(平成20年12月8日地方分権改革推進委員会)において、補助対象資産の区分等に関する事務を処理する場合は国の承認等以外の方法によっては当該事務の適正な処理を確保することが困難と認められるという考え方から、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当すると結論が得られている。	×	公営住宅は、目的を達成するために国の補助を受け整備するためのものであることから、一定期間公営住宅として管理されていなければその役割を果たしたことになる。このため、公営住宅法施行令第12条では最低期間として耐用年数の4分の1と規定しているが、この耐用年数は、公営住宅の構造別に30年(木造)・45年(準耐火)・70年(耐火)と規定されている。 木造の公営住宅である場合には、7・5年の経過をもって譲渡処分し得るものとなり、関係者庁申し合わせの「原則10年」よりも短い期間を課していることになる。また、木造以外の構造の公営住宅であっても、譲渡処分による期間は10年を大きく超えるものではなく、一概に短い期間を課していることには合理性があるものと思われる。 公営住宅は住宅に困窮する低所得者等に対し低廉な家賃で「賃貸」するものであるため、「譲渡」はあくまで例外的な処分である。したがって、公営住宅の目的を達成する観点からは、入居待ちが生じていないこと等の条件を付することは不可欠であると考えられている。 また、要望どおり一律10年で区分可能とすれば、多額の職員が投入された長期的に使用可能な火災警報の公営住宅を現行より短期間で特定個人に譲渡できるようになり、ご少人数の者を利する反面、国民サービス全体の水準を低下に促すおそれがある。 なお、既に告示したとおり、本規定については、第2次勧告(平成20年12月8日地方分権改革推進委員会)において、補助対象資産の区分等に関する事務を処理する場合は国の承認等以外の方法によっては当該事務の適正な処理を確保することが困難と認められるという考え方から、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当すると結論が得られている。	
公営住宅法	第44条 第2項	○公営住宅における敷地等の譲渡代金の使途制限の廃止 公営住宅又は共同施設の敷地等の譲渡代金の使途制限を廃止する 【全国市長会】	公営住宅法第44条第1項で、公営住宅又は共同施設の敷地等(以下「公営住宅等」)が耐用年数の4分の1を経過した場合において、特別の事由があるときは国土交通大臣の承認を経て、入居者等に譲渡することができることとされているが、同条第2項において譲渡代金の使途が公営住宅等の整備等に制限されており、自治体の自由な判断には任されていない。 譲渡処分承認を得た公営住宅等は、本来の補助等の目的を達したと解すべきであるので、その譲渡代金の使途は制限されるべきではない。 使途制限が廃止されれば、公営住宅等の譲渡処分を実施した場合の譲渡代金の使途を、自治体の実情に応じて自由に決めることができる。	×	公営住宅法第44条に規定する公営住宅等の区分の制限に関する規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条と同様、補助目的の達成を将来にわたって担保するために設けられたものである。公営住宅法第44条第2項では、事業主体たる地方公共団体に對して、国の補助を受けて建設等を行った公営住宅の譲渡処分の際、その譲渡代金を今後継続的に生じ得る公営住宅の供給に関する支出等に充てることを義務付けていること。 これは、公営住宅を譲渡して得られた対価には、国庫補助の確保がなされていることから、当該対価を国庫補助の目的の達成のために使用するのが妥当と考慮されるため、このような条件下で国庫補助を行って、譲渡代金の使途を地方公共団体の自由裁量に委ねることは妥当でないものと考えられる。 ※平成20年5月「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各都道府県の長の承認について」 補助目的の達成や補助財源の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・買付の場合に国庫補助を求めるとき、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。	×	国庫補助対象財産の有償譲渡等の場合には、国土交通省所管の補助事業については譲渡代金の国庫納付を条件として行っていること、一方、公営住宅の譲渡対価については使途を指定するもの国庫納付は求められていないことであり、譲渡対価のうち国庫補助部分については、当該公営住宅法の規定が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及びその運用基準に比べて厳しい制限を課していることには一概には言いえないものとする。 また、仮に事業主体の一部財源部分の使途制限を撤廃した場合には、譲渡対価を一時的に他の政策財源に充てることが可能となるが、事業主体が公営住宅法第44条に基づき公営住宅の供給業務を営んでいることと関係し、今般と公営住宅の整備等に係る継続的な支出が見込まれることから、譲渡対価のうち一部財源部分については、あらかじめ使途の範囲を明確にかけると公営住宅の供給の促進、効率的な再生産を促すことと合理的であるものとする。 また、要望どおり一部財源の使途制限を撤廃すれば、現在の地方公共団体の財政事情では、特に応募倍率の高い大都市部を中心に戸数減少を招き、結果として国民サービスの一歩の低下を招くおそれがある。 ※平成20年5月「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各都道府県の長の承認について」 補助目的の達成や補助財源の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・買付の場合に国庫補助を求めるとき、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。	
公営住宅法	第36条 第1項	○公営住宅建設事業における戸数要件の撤廃 公営住宅建設事業における戸数要件を撤廃する 【全国市長会】	公営住宅の建設については、公営住宅建設事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除去すべき公営住宅の戸数以上であることと定められている。いわゆる「戸数要件」があることにより、建て替えを行う公営住宅の規模は、従前の建物と同数以上の戸数とならなければならないため、規模が大きくなるを得ず、市営住宅における戸数効率の集約化の阻害となっている。 現在、都市自治体が保有する多くの公営住宅が既に高齢化し、機能改善や建て替えが必要になってきている中、昨今の地方自治体の厳しい財政事情では、新規供給が見込めない状況である。 戸数要件の義務付けが廃止されれば、既存ストックを活用する中で地域事情に応じた需要への対応が可能となり、市営住宅の効率的な集約化も行うことができる。	×	公営住宅法第4条に規定する公営住宅建設事業は、「一連の手厚い入居者保護(仮住居の提供、移転料の支払い、公営住宅への再入居の保証等)の措置を前提に、借地借家法の特例※として、居住者への明確な請求が可能となっている。」「戸数要件は、現在の厳しい集約倍率からも明らかとなるように、なおかつ必要な戸数が充たされている」とは言い難い状況に鑑み、原則として、除去すべき戸数以上であることを要件としているが、社会福祉施設等の併設の事由がある場合には、当該除去すべき公営住宅のうち、その用途廃止に係る国土交通大臣の承認の申請をする目において、入居者の存する公営住宅の戸数を超過し得る限りは、従前の戸数よりも少ない戸数で建て替えを行えば、住民ニーズとのマッチングを図った上で、コスト削減もできることとなり、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な建て替えを図ることができると考えられている。 なお、A市の要件は、民間賃貸住宅も含めて市内域内に約4万戸の空き家が存在しており、決して逼迫している状況にはない。むしろ、将来の需要に応じ、既存ストックの有効活用という観点では、民間賃貸住宅の増上げ制度なども検討すべき時代に突入している。 地理的要素もあるが、築年数が経っている住宅には、用途で適しても持滞する現状であり、とても公営住宅需要がひっ迫している住宅は少ない。しかしながら、現に入居している住民の安心・安全のためには、老朽化した住宅を建て替え、住環境の水準を上げる必要があるが、建て替えが必要となっており、市内中心部にはない公営住宅のニーズが高いは施設が新しい間だけであり、戸数を増加させるニーズは無い。 このことから、長期的な整備計画の下、公営住宅の地域的偏在を是正するためには、一旦は個別の建物単位の戸数削減を優先すべき戸数を下回るとは必ずしも言えないものと思われる。 また、貴省は、戸数要件撤廃した場合、既存入居者に対する再入居の保証が担保できなくなることを懸念しているが、上で述べたように、民間賃貸住宅の増上げにより入居者の存する公営住宅の戸数を確保することは可能であり、再入居の担保も可能である。 大都市圏や山間部の自治体においては、様々な要因により公営住宅の需要のものに差異があるように、それぞれの地方自治体の公営住宅事情は、それぞれの課題があり、地方自治体が地帯一々に的確に答えていけるよう、柔軟な取り組みを可能とすべきである。	▲	公営住宅建設事業の施行要件のうち、「その他特別の事情」(36条3号)に係る解釈を各地方公共団体に再度通知する。	

<凡例>
○…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
▲…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【国土交通省】

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答	
				回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
公営住宅法	第22条 第1項	○公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定の特化 ○公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定について、限定列記されている例外規定を市の数量で追加できるようにする。 【全国市長会】	公営住宅入居者募集については、公募を原則とする募集方法の例外規定は法令上で限定列記されており、自治体の数量は認められていない。現在、DV世帯や犯罪被害者等に対する選考時の優先的取り扱いについては自治体の数量が認められているが、公募の枠組みの中で必ずしも入居が約束されているわけではない。こうした緊急の経済的対象者が安心して生活を送るためには住居の安定確保が必要である。 例外規定を市の数量で追加できれば、真正緊急対応が必要な住宅困難者への公営住宅の提供が可能となり、セーフティネットとしての機能を強化することができる。	×	公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的に供給される住宅であり、公営住宅法第22条は、公営住宅の入居資格を有する者に対して、公営住宅への入居機会が公平に付与されるよう公営住宅の募集方法は公募を原則とすることが規定されているところ。その例外として扱うべき者については、公営住宅の制度目的に照らし、他の公営住宅入居希望者と異なり、最優先で入居させることが合理的である者に限定する必要があるため、これを法律・政令で限定列挙する形を取っている。 一方、提案の例として上げられているDV世帯、犯罪被害者等については、他の属性の者よりも住宅に困窮するというのが一概に言えるものではないため、公募の対象外ではないものであるが、公募の対象外とする者を事業主体の数量に偏らぬことは、公営住宅への入居機会の公平性を損なう恐れがあり、妥当でないと考える。 そのため、ご提案のDV世帯等については、公募の対象外とするのではなく、地域の実情に応じ、事業主体の判断によって、入居の選考過程において優先的な取り扱いを行うことなどにより対応するのが妥当であると考える。	○DV被害者は、一時保護施設入所中などのケースが多く、早急に居住の安定を図ることが必要であり、犯罪被害者は、暴力団等の犯罪者の住居しに怯えながら、安定して居住できる住宅を求めている。しかし、本市を含む多くの自治体において、公営住宅の公募は年に数回程度となっており、緊急的な対応が必要なお客者について即時に入居させることが困難となっている。 一方、行政財産の目的外使用許可による一時入居は短期間であり、居住の安定を図ることが困難である。	▲	○地方提案等に即し制度改正を行う事項 ▲……一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項 ×……見直しを行わない事項
公営住宅法	第23条	○公営住宅の入居者収入区分額の条例委任(参酌基準) ○公営住宅の入居者収入区分額入居基準額を参酌すべき基準として条例に委任する。 【全国市長会】	第1次一括法において、入居者資格(入居収入基準)が条例に委任され、国が示す収入区分を参酌基準として地域の実情に即した入居収入基準額の決定が可能となった。 その一方で、公営住宅法施行令第2条では、家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額の決定については今回の一括法では見直しされていないため、参酌基準以外の基準が定め難い形となっている。 入居収入基準額の算定が自治体へと見直しされるのであれば、収入の区分の額も同様に見直しされるべきである。 入居資格としての収入基準額と家賃算定するための収入の区分の額の取り扱いを同等とすることに、制度上の整合性が図られる。	×	現行制度でも、家賃決定の際には、立地、利便性等の他種別要因が家賃に反映される仕組み(「応益」となっており、公営住宅の有利便性に即し、事業主体が一定の難関を背って定めることとされている。このため、現行の公営住宅制度においても、事業主体の数量により柔軟な家賃の設定は可能であるため、ご提案の見直しを行う必要性はないと考える。 ※ 家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額が条例委任されていないことが、入居収入基準額の設定に際し参酌基準の額以外の額を定め難くしている理由が明らかでないため、具体的にご教示頂きたい。	家賃は、家賃算定基礎額に立地・利便性係数等を反映させる仕組みであることは理解しているが、現在の政令第2条第2項の額は全国一律の額で定められている。 このため、本市において独自に収入区分や民間賃貸住宅・分譲住宅の状況を調査した上で、公営住宅に入居させるべき者及び家賃の負担率を設定しようとした場合、上記基礎額の区分と乖離が生じてしまうことになる。 (例:全国の収入区分25%は158,000円であるが、本市の収入区分25%は142,000円であった場合等) このため、家賃算定基礎額の区分についても、現在の全国一律の額を適用するのではなく、地域の実情に合わせた参酌すべき基準額とすることを要望するものである。 なお、家賃算定において、市町村立地係数については国土交通大臣により定められており、独自に設定することは困難である。 また、利便性係数については個別の団地が立地する環境や設備について用いる係数であり、市町村全域にわたって設定することを想定した係数ではないと解釈している。	×	公営住宅は住宅に困窮する低額所得者(「低廉な家賃で賃貸するものであるため、家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額は、入居者の収入に応じた負担となるよう全国一律に設定しており、地域の実情を反映させるべき事項ではないと考える。地域の住宅事情に応じた公営住宅の施策対象層と程度の収入水準に設定すべきかという入居収入基準額の問題と、入居者の収入に応じた家賃負担の水準を如何に設定すべきかという家賃算定基礎額の問題とは、性格を異にする論点であり、参酌基準として示した金額以外の入居収入基準額を定めることを妨げるものではないと考える。 なお、家賃算定の構成要素の1つである利便性係数については、公営住宅の存する区域やその周辺の地域の状況等を勘案し、事業主体が一定の数量のごとに地域の実情を反映した数値を設定することが可能である。
住宅地区改良法	第29条 第1項	○改良住宅における入居収入基準額の条例委任(参酌基準) ○改良住宅における入居収入基準額を参酌すべき基準とする。 【全国市長会】	住宅地区改良法第29条においては、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、公営住宅法に規定する公営住宅として管理される。 しかしながら、改良住宅についても事業終了後相当の期間が経過し、未入居者が減少していく中で、入居収入基準額については住宅地区改良法施行令第12条において公営住宅よりも低い額が規定されており、公営住宅と同様の管理運営を行うとする自治体の意思が反映されていない。 基準を参酌基準とすることで、公営住宅と改良住宅を同一の入居条件とする等、地域の実情に合わせた管理ができた。また、公募の際に入居者の住宅選択の余地を広げることができる。	×	住宅地区改良法施行令第12条に規定する額は、第1次一括法に伴う住宅地区改良法施行令の改正においてパブリックコメント等により地方公共団体の意見を聞き取りした上で定められたものであり、その時点以降、特段の大きな環境変化が生じているとまでいえない現状においては、改正を行うのは妥当ではないと考える。 なお、都道府県知事又は国土交通省住宅局長からご通知した「改良住宅等の目的外使用に係る運用について」(平成21年3月31日付国土省第62号)の第二にお示したとおり、一定の場合における改良住宅に関しては、地方整備局長等から事後報告することにより公営住宅に準じて管理する住宅として目的外使用することができ、これによりご提案の内容に対応できると考えられる。	目的外使用許可については、その用途又は目的を掲げない程度において、例外的にその使用を許可することができるものとして解している。 一方で、住宅地区改良法第29条の規定においては、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合は、公営住宅法に規定する公営住宅として管理される旨規定されており、本来の用途に即した使用であると考えている。 また、公営住宅法の規定を読み替えているにもかかわらず、公営住宅と改良住宅とで額が異なるのは理由がないとご指摘されている。 通常、目的外使用許可では原則として1年単位の使用許可となるため毎年度更新手続きを行う必要があるため、目的外使用による入居を期間の定めのない本来入居と同等することはできず、入居者の居住の安定を著しく阻害する可能性が残る。 入居収入基準額を自治体が決められるようであれば、改良住宅という既存ストックの有効活用にもなるので、本案提案のとおり入居収入基準額の条例委任を求める。	×	住宅地区改良法は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、当該地区の住民が健康で文化的な最低限度の生活を営むための改良住宅の整備促進等を目的とするものである。当該地区で住宅に困窮する住民は、総じて旧1種公営住宅の家賃を払うことができない程度の低額所得者である蓋然性が高いことから、旧2種公営住宅に準じた層を対象とするものとし、改良住宅入居者の低廉な家賃負担を実現するため、公営住宅と比較し、基準の緩和措置が施されているものである。 改良住宅の管理等については、立法技術上公営住宅とみなしてその制度を部分的に適用させているものの、両制度の目的及び地方の役割はそれぞれ異なるものであるため、両住宅の対象も自ずから異なるものとなっている。 また、平成21年の住宅局長通知で、「第二公営住宅に準じて管理する住宅」において、「改良住宅等の本来の趣旨を著しく逸脱しない範囲」で改良住宅を公営住宅に準じて管理する住宅として目的外使用することができるとしており、期間について規定しているものではないため、入居者の居住の安定を確保するための柔軟な対応が可能となっている。
建設業法	第8条 第29条 第1項	【建設業の許可及び取消基準の条例委任】 現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基き排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、建設業の許可又は許可取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・建設業の営業は、都道府県の区域を超えて広域的に展開されることもあり、自由な経済活動を保証する見地から、業の許可の効果として区域に制約されない営業を認めている。許可又は許可取消の基準について条例による上乗せを許容した場合、結果的に条例の効果も他の区域に波及し、同一の区域において営業する者の中でも免許等の基準が異なることとなり、公平性を欠く。 ・許可の効果として区域に制約されない営業が可能となることから、条例による上乗せが特定の自治体で行われたとしても実効性がない。(例えば、暴力団関係者であることを欠格要件とする基準を条例により上乗せするA県とそのような条例を設けないB県が存在した場合、B県で許可を受けた暴力団関係企業がA県内で活動する事案も考えられる。) ・知事許可を受けた事業者が、新たに大臣免許又は他の都道府県知事免許を受けようとする場合に「許可換え」の取扱いをすることで、許可等基準が各々異なる当該事務の円滑な実施に支障を来し、事業者による自由な経済活動(営業所の新設、移転、廃止等)を阻害する。 なお、現時点においても、申請者又は役員等が暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合については、建設業法第3条第3号の基準を満たさないものとして、不許可とすることができる。また、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、建設業法の改正の機会をとらえて検討してまいりたい。	▲	暴力団員等の排除が現行の規定で対応可能であることとであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該提案は、第2次勧告において義務付け・枠付けの見直しを求められた条項である。	
宅地建物取引業法	第5条 第66条 第1項	【宅地建物取引業の免許及び取消基準の条例委任】 現行法の免許及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の免許を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基き排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、宅地建物取引業の免許又は免許取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・宅地建物取引業の営業は、都道府県の区域を超えて広域的に展開されることもあり、自由な経済活動を保証する見地から、業の免許の効果として区域に制約されない営業を認めている。免許又は免許取消の基準について条例による上乗せを許容した場合、結果的に条例の効果も他の区域に波及し、同一の区域において営業する者の中でも免許等の基準が異なることとなり、公平性を欠く。 ・免許の効果として区域に制約されない営業が可能となることから、条例による上乗せが特定の自治体で行われたとしても実効性がない。(例えば、暴力団関係者であることを欠格要件とする基準を条例により上乗せするA県とそのような条例を設けないB県が存在した場合、B県で免許を受けた暴力団関係企業がA県内で活動する事案も考えられる。) ・知事免許を受けた事業者が、新たに大臣免許又は他の都道府県知事免許を受けようとする場合に「免許換え」の取扱いをすることで、免許等基準が各々異なる当該事務の円滑な実施に支障を来し、事業者による自由な経済活動(営業所の新設、移転、廃止等)を阻害する。 なお、現時点においても、申請者又は役員等が暴力団の構成員である場合については、宅地建物取引業法第5条第5号の欠格要件に該当するものとして、免許を与えないことができる。また、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、宅地建物取引業法の改正の機会をとらえて検討してまいりたい。	▲	暴力団員等の排除が現行の規定で対応可能であることとであるが、当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該提案は、第2次勧告において義務付け・枠付けの見直しを求められた条項である。	
不動産の鑑定評価に関する法律	第29条	【不動産鑑定業者の登録に関する欠格事由の条例委任等】 不動産鑑定業者の登録に関する欠格事由が限定列挙されていることから、必要な基準を条例で付加できるようにするなど地方の施策を高めるべき。 【全国知事会】	A県では、暴力団対策を推進するため、行政事務からの排除を進めているが、本法では暴力団であることをもって許可等から排除することができない。	×	以下のことから、不動産鑑定業者の登録又は登録取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・不動産鑑定業者の営業は、都道府県の区域を超えて広域的に展開されることもあり、自由な経済活動を保証する見地から、業の登録の効果として区域に制約されない営業を認めている。登録又は登録取消の基準について条例による上乗せを許容した場合、結果的に条例の効果も他の区域に波及し、同一の区域において営業する者の中でも登録等の基準が異なることとなり、公平性を欠く。 ・登録の効果として区域に制約されない営業が可能となることから、条例による上乗せが特定の自治体で行われたとしても実効性がない。(例えば、暴力団関係者であることを欠格要件とする基準を条例により上乗せするA県とそのような条例を設けないB県が存在した場合、B県で登録を受けた暴力団関係企業がA県内で活動する事案も考えられる。) ・知事登録を受けた事業者が、新たに大臣登録又は他の都道府県知事登録を受けようとする場合に「登録換え」の取扱いをすることで、登録等基準が各々異なる当該事務の円滑な実施に支障を来し、事業者による自由な経済活動(営業所の新設、移転、廃止等)を阻害する。 なお、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、不動産の鑑定評価に関する法律の改正の機会をとらえて検討してまいりたい。	▲	当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該提案は、第2次勧告において義務付け・枠付けの見直しを求められた条項である。	
浄化槽法	第24条 第32条 第2項	【浄化槽工事業の登録及び取消基準の条例委任】 現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	建設業許可(土木工事業、建築工事業又は管工事業)を受けた者以外で、浄化槽工事業を営もうとする者は、法第21条の規定に基づいて、都道府県知事の登録を受けなければならないが、法律に暴力団排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、浄化槽工事業の登録又は登録取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・現在定められている登録の基準は、浄化槽工事業者の一定の水準の資力の確保及び浄化槽工事業に対する監督事務の充実の観点から、浄化槽工事業を営むためには都道府県知事の登録を受けなければならないことに関し、必要最小限の基準(一定の欠格事由)を定めているものである。全国において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることができるよう、一定水準の条件を満たす者が浄化槽工事業を営むことを担保するとともに、公平・公正な条件の下での浄化槽工事業者の登録及び当該登録事務の適正化を確保する観点からは、当該登録に係る基準について、各都道府県の間で異なる扱いをすることは適当でない。 なお、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、浄化槽法の改正の機会をとらえて検討してまいりたい。	▲	当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該提案(第24条第1項)は、第2次勧告において義務付け・枠付けの見直しを求められた条項である。	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第24条 第35条 第1項	【解体工事業者の登録及び取消基準の条例委任】 現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	建設業許可(土木工事業、建築工事業又は土木工事業)を受けた者以外で、解体工事業者を営もうとする者は、法第21条の規定に基づいて、都道府県知事の登録を受けなければならないが、法律に暴力団排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、解体工事業者の登録又は登録取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・現在定められている登録の基準は、解体工事業者の一定水準の資力の確保及び解体工事業者に対する監督事務の充実の観点から、解体工事業を営むためには都道府県知事の登録を受けなければならないことに関し、必要最小限の基準(一定の欠格事由)を定めているものである。全国において、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることができるよう、一定水準の条件を満たす者のみが解体工事業を営むことを担保するとともに、公平・公正な条件の下での解体工事業業者の登録及び当該登録事務の適正化を確保する観点からは、当該登録に係る基準について、各都道府県の間で異なる扱いをすることは適当でない。 なお、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の改正の機会をとらえて検討してまいりたい。	▲	当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該提案(第24条第1項)は、第2次勧告において義務付け・枠付けの見直しを求められた条項である。 ・解体工事業者の登録の拒否の基準(24条1項) ・解体工事業者の登録の取消の基準(35条1項)	

- <凡例>
- …地方提案等に即し制度改正を行う事項
- ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
- ×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【環境省】				各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見		地方からの意見を踏まえた各府省の最終回答	
法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	回答(区分)	具体案、理由等	回答(区分)	具体案、理由等	
水質汚濁防止法	第4条の3	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議、同意の廃止】 総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議、同意ではなく、報告とすべき。 【全国知事会】	現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならないが、第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2か月を要した。 また、本来総量削減計画は、水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の審判といった手続きを経て作成している。	×	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対応することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらことから、環境大臣への協議は必要である。	▲	水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対応することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらことから、環境大臣への協議は必要である。 また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要がある。 具体例には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援に伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、同意協議は存置する必要がある。 なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告においては、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域において軽量の規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げているが、当該計画はこれに該当するものと考えている。 協議期間については、法第4条の4第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の意見を聴くこととされていることもあり、当該手続きも含められ、協議の全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、ご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定する。 東京湾再生推進会議等については、あくまで各府に係る関係機関の総合的な施策推進のための場であり、総量削減の調整を主体的としているわけではなく、関係者も異なるものと認識している。しかしながら、ご意見を踏まえ、情報交換の場として活用していきたいと考えている。	
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議の廃止】 窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議ではなく報告とすべき。 【全国知事会】	現行では、閣議決定した基本方針に基づき各都道府県が計画案を策定した後、環境大臣への協議、公害対策会議の意見聴取が必要である。 また、大臣協議において修正を要する場合、再度、各都道府県の協議会における審議を行い、策定までにさらに時間を要することとなる。このため、手続きに時間がかかり、計画に定める計画の方途に、早期に着手できない。 【事例】 前回策定時は、正式協議に3か月、事前調整を合わせると半年以上を要した都府県もある。	×	総量削減計画には、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要があるため、環境大臣への協議は必要である。	▲	自動車NOx・PM法は、固定発生源ではなく移動体である自動車からの汚染対策であることから、周辺都府県の施策と整合した、効果的・効率的な施策である旨の確認が必要不可欠である。例えば、対策の1つである交通流対策は、道路ネットワークの整備といった大がかりなものばかりではなく、文交点改良等としても、当該道路全体の交通流を考慮しない期待される効果が得られない場合も想定され、一部府県だけではなく、周辺自治体まで着目した視点で国が確認し、必要に応じ調整を行うことが必須である。 環境大臣への協議は、都道府県知事が定めようとする総量削減計画について、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要があるため、定められているものである。 前回の総量削減計画の協議では、各都府県から提出を受けた計画案について関係省庁との協議等を踏まえ、方針の統一を図る必要があると認めた事項について指摘したほか、事業承認等の指摘を行ったところである。各自治体において、そうした指摘等に対して適切な対応がなされ、現在の計画が策定されているものと承知している。 また、総量削減計画においては、「達成の方途」として、国の直轄事業による道路整備、国の負担金、補助金等を受けて地方公共団体が行う道路整備、国道と地方道の交差点の立体化、有料道路の料金割引などの社会実験といった国の事業や国が関与して地方と協力して実施する事業が含まれる。 さらに、低公害車やエコドライブの普及促進については、国及び地方公共団体が自動車製造事業者や物流業界のような自動車を使用する事業者に対して指導・啓発を行うことにより、達成されるものである。 このような施策は、都道府県単独で実施できるものはほとんどなく、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国等の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、協議は存置する必要がある。 協議期間については、法第7条第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の意見を聴くこととされていることもあり、協議の全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、ご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定する。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第29条	第4項	【特別保護地区に係る環境大臣の協議の廃止】 地域からの意見聴取や、市町村等との十分な対話を通じた特別保護地区の再指定を行うため、環境大臣の協議は廃止し、報告とすべき。 【全国知事会】	鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、国現地機関及び環境大臣との事前協議後、都道府県の環境審議会の審議・審判を経て本協議を行っている。 従来から、鳥獣保護区の指定日や狩猟開始日と合わせて、特別保護地区の指定の内容を確認しなければならないが、再指定についても環境大臣との協議を要するため調整に時間や労力がかかり、本来重視すべき市町村、地元住民からの意見聴取や、十分な対話期間の確保が難しくなっている。	×	都道府県知事は、鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認める区域を特別保護地区に指定しているところ。このため、特別保護地区には一定の行為規制がかかっており、全国的に一定水準を満たす鳥獣の保護管理が確保できるものである必要があるため、環境大臣への協議は必要である。	○	全国的に一定の水準を満たす鳥獣の保護管理を確保するため、都道府県知事が鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する際に、環境大臣への協議を義務づけているところ。 一方、都道府県知事は、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(423年9月5日付け環境省告示第59号)」に基づき鳥獣保護事業の実施に関する計画を定め、この計画に即して特別保護地区を指定していること 全国知事会の提案にある再指定は、新規指定の際に既に内容を確認していること 以上のことから、特別保護区の再指定及び再指定と同等の意味を持つ存続期間の延長については、法第29条第4項に規定する環境大臣への「協議」を「届出」とする。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条	第3項	○一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の見直し ○一般廃棄物処理施設等への2年間有効とされている立入検査をする職員の見直し ○立入検査の有効期間を市の数量に変わる。 【全国市長会】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査を行う場合において、当該立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないとされているが、当該証明書の有効期間は2年間とされ、2年毎に証明書の更新手続き・事務が必要となっている。 一方、類似の環境法令の水質汚濁防止法や大気汚濁防止法等における立入検査を行う職員の見直しについては、平成19年環境省令第11号による改正で、有効期限を設けることとされたものの、その期間については、地方公共団体の数量に任ぜられている。 同じ環境法令でありながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の数量が認められておらず、柔軟な運用ができない状況である。 立入検査に係る身分を示す証明書の有効期間が廃止されれば、市の責任において、地域の実情に応じた証明書の有効期間を設定することができるようになり、事務の効率化が期待できる。	▲	省令で定められている様式を変更し、身分を示す証明書の交付者が、有効期間を設定するものとするか否か検討を行う。	○	省令で定められている様式を変更し、身分を示す証明書の交付者が、有効期間を設定するものとする。 国会提案の方向で、検討を進められた。 なお、一般廃棄物処理施設等の立入に係る身分証明書は、任命権者より交付され、現状は有効期限が法定で2年間であるのに対し、各地方自治体で行われる人事異動のサイクルは概ね5年とされているところが多いと聞く。このため、職員はその在任中、2回程度身分証の更新交付を受けなければならない状況であり、事務的にも非常に効率を悪くしている面があることから、市の数量に委ねることができよう検討したきたい。	